

## はじめに

本レポートでは貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書から貴町の財政分析を行う。第1章では地方公会計制度について解説する。第2章では貸借対照表、第3章では行政コスト計算書、第4章では純資産変動計算書、第5章では資金収支計算書の分析を行う。

分析に当たっては貴町と比較可能な団体（今回は、愛知県内の市町のうち、HP上で財務諸表を公表している団体で、政令市・中核市・特例市以外）との相互比較を行う。新公会計制度への対応状況と比較対象となった団体は以下のとおりである。

図表：新公会計制度への対応状況（愛知県内。政令市、中核市、特例市を除く）

区	対応	区	対応
瀬戸市	総務省方式改訂モデル	北名古屋市	総務省方式改訂モデル
半田市	総務省方式改訂モデル	弥富市	総務省方式改訂モデル
豊川市	未公表	東郷町	未公表
津島市	総務省方式改訂モデル	長久手町	未公表
碧南市	未公表	豊山町	未公表
刈谷市	総務省方式改訂モデル	春日町	未公表
安城市	総務省方式改訂モデル	大口町	未公表
西尾市	未公表	扶桑町	総務省方式改訂モデル
蒲郡市	総務省方式改訂モデル	七宝町	未公表
犬山市	総務省方式	美和町	未公表
常滑市	総務省方式改訂モデル	甚目寺町	未公表
江南市	未公表	大治町	未公表
小牧市	基準モデル	蟹江町	未公表
稲沢市	総務省方式改訂モデル	阿久比町	未公表
新城市	未公表	東浦町	総務省方式
東海市	総務省方式改訂モデル	南知多町	未公表
大府市	総務省方式改訂モデル	美浜町	未公表
知多市	未公表	武豊町	総務省方式改訂モデル
知立市	総務省方式改訂モデル	一色町	総務省方式改訂モデル
尾張旭市	総務省方式改訂モデル	吉良町	総務省方式改訂モデル
高浜市	未公表	幡豆町	未公表
岩倉市	総務省方式改訂モデル	幸田町	未公表
豊明市	総務省方式改訂モデル	三好町	総務省方式改訂モデル

日進市	総務省方式改訂モデル	設楽町	未公表
田原市	総務省方式改訂モデル	東栄町	未公表
愛西市	未公表	小坂井町	未公表
清須市	総務省方式改訂モデル		

1 平成22年8月末日現在、ホームページでの調査による。

2 ■が比較可能な団体。■以外で総務省方式改訂モデルを採用している団体については、公表された情報が不足しているため比較対象から外している。

## 1. 地方公会計制度の現状

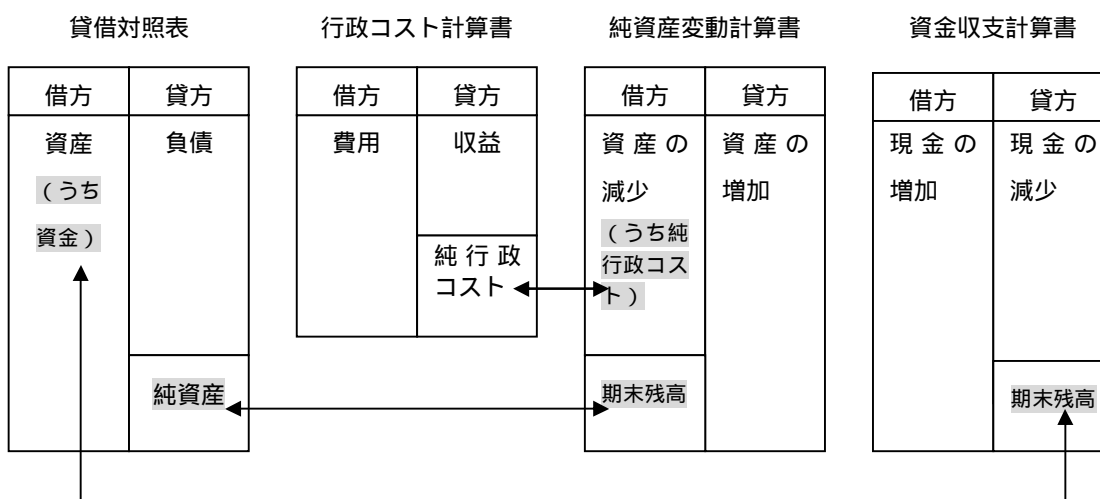
財務書類4表との相互関係とその内容は以下のとおりである。なお、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書は普通会計4表を前提とした解説である。

### 1.1. 財務書類4表の相互関係

財務書類4表は以下のような関係となっている。図表のとおり、貸借対照表の純資産は純資産変動計算書の期末残高と一致する。また、貸借対照表の資金は資金収支計算書の期末算残高と一致する。さらに、行政コスト計算書の純行政コストは純資産変動計算書に「純行政コスト」として計上される。

なお、形式収支がマイナスの場合、貸借対照表では現金・預金ではなく短期借入金に計上される。この場合は、貸借対照表の短期借入金が資金収支計算書の期末残高と一致することになる。また、収益事業の場合、行政コスト計算書の純行政コストがプラスであれば純資産変動計算書に「その他行政コスト充当財源」として計上され、マイナスであれば「臨時損益」の一項目として計上される。

図表 - 1. 財務書類4表の相互関係



### 1.2. 貸借対照表

貸借対照表は、年度末時点における財産（資産）とその調達財源（負債・純資産）の状況を示したものである。調達財源のうち、負債と純資産は返済義務の有無で区別される。

負債は返済義務がある財源であり、純資産は返済義務がない財源である。

## < 資産の部 >

### 1.2.1. 公共資産

#### 有形固定資産

有形固定資産は公有財産のうち不動産（土地、建物）、動産及びそれらの従物（構築物、物品）である。計上されている金額は昭和44年度から現在までの普通建設事業費の累計額を基礎としている。ただし、昭和43年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など、決算統計で把握することのできない資産のうち重要なものは、再調達価額で計上される。また、重要な除売却資産がある場合には、減価償却考慮後の金額が控除される。さらに、PFI等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っている場合には、物件等の引き渡しの有無に関わらず、翌年度以降の支出予定額が計上される。

有形固定資産は「生活インフラ・国土保全」「教育」「福祉」「環境衛生」「産業振興」「消防」「総務」の目的別に区分される。生活インフラ・国土保全は土木費、福祉は民生費、産業振興は商工費・農林水産業費・労働費である。

#### 売却可能資産

売却可能資産は原則として現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産である。つまり、有形固定資産のうち遊休資産や未利用資産などが売却可能資産となる。ただし、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。計上されている金額は売却可能価額である。

### 1.2.2. 投資等

#### 投資及び出資金

投資及び出資金には「投資及び出資金」「投資損失引当金」が含まれる。

「投資及び出資金」は、原則として年度末残高が計上される。ただし、市場価格のある有価証券は時価で計上される。また、市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体以外に対するものは、実質価額が著しく低下した場合に実質価額で計上される。さらに、他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち、他会計において資本金等として計上しているものについても計上される。さらに、地方独立行政法人等に対して現物出資を行っている場合、地方独立行政法人等において資本金等として計上されている

金額も計上される。

「投資損失引当金」は、市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体及び会計に対する投資及び出資金について実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得原価との差額が計上される。

#### 貸付金

貸付金は原則として年度末残高が計上される。ただし、貸付金元金収入未済額、長期延滞債権に振り替えられた金額は控除される。また、他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち、他会計において借入金として計上しているものについては計上される。なお、他会計からの繰入金として決算統計上整理されている上記貸付金の元金償還額については控除される。

#### 基金等

基金等には「退職手当目的基金」「その他特定目的基金」「土地開発基金」「その他定額運用基金」「退職手当組合積立金」が含まれる。基金のうち財政調整基金と減債基金については、流動資産の現金預金に計上される。

基金等は原則として年度末残高が計上される。ただし、基金を土地で保有している場合、土地が既に事業の用に供されているもの、及び、行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているもの以外は、売却可能価額で計上される。また、基金を有価証券で保有している場合、満期保有目的を除き市場価格のある有価証券は時価で計上される。なお、普通会計内の会計に対する貸付金が基金残高に含まれている場合は、控除される。

退職手当組合積立金については、退職手当組合が保有する資産について、加入団体ごとの持分相当額が計上される。持分相当額がマイナスとなる場合は、退職手当組合積立金は計上せず、マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算される。

#### 長期延滞債権

長期延滞債権は収入未済額のうち当初調定年度が前年度以前のものが計上される。収入未済額のうち当初調定年度が当年度のものは、流動資産の未収金に計上される。また、長期延滞債権に該当する収入未済額の債務者に対する貸付金や未収金も長期延滞債権となる。

#### 回収不能見込額

回収不能見込額は貸付金及び長期延滞債権のうち回収不能となることが見込まれる金額が計上される。未収金のうち回収不能となることが見込まれる金額は、流動資産の未収金に別途計上される。

### 1.2.3. 流動資産

#### 現金預金

現金預金には「財政調整基金」「減債基金」「歳計現金」が含まれる。現金預金は原則として年度末残高が計上される。ただし、減債基金について、地方債の満期一括償還の財源に充てるため減債基金を積み立てており、その金額が減債基金の年度末残高から控除されている場合、その金額が加算される。また、歳計現金がマイナスの場合、歳計現金には計上されず、流動負債の短期借入金（翌年度繰上充用金）に絶対額が計上される。

#### 未収金

未収金には「地方税」「その他」「回収不能見込額」が含まれる。地方税には収入未済額から長期延滞債権に計上された金額が計上される。その他には地方税、国庫支出金、県支出金、地方債を除く収入未済額から長期延滞債権に計上された金額が計上される。回収不能見込額には、未収金のうち、回収不能となることが見込まれる金額が計上される。

#### <負債の部>

### 1.2.4. 固定負債

#### 地方債

地方債は年度末残高のうち翌年度償還予定額を控除した金額が計上される。翌年度償還予定額は流動負債に計上される。ただし、地方債の満期一括償還の財源に充てるため減債基金を積み立てており、その金額が地方債の年度末残高から控除されている場合は、その金額のうち翌年度償還予定の金額を除いた金額が加算される。翌年度償還予定額は流動負債に計上される。

#### 長期未払金

長期未払金には「物件の購入等」「債務保証又は損失補償」「その他」が含まれる。

物件の購入等には、物件の購入等に係る債務負担行為の翌年度以降支出予定額のうち、PFI等の手法により整備した有形固定資産について翌々年度以降の支出予定額が計上される。翌年度支出予定額は流動負債の未払金に計上される。

債務保証又は損失補償には、債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち翌々年度以降の支出予定額が計上される。翌年度支出予定額は流動負債の未払金に計上される。

その他には、その他に係る債務負担行為のうち、年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、翌々年度以降の支出予定額が計上される。翌年度支出予定額は流動負債の未払金に計上される。

なお、債務負担行為のうちその他実質的な債務負担に係るもので年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、翌々年度以降の支出予定額が、その内容により物件の購入等、債務保証又は損失補償、その他のいずれかに含めて計上される。翌年度支出予定額は流動負債の未払金に計上される。

#### 退職手当引当金

退職手当引当金は、年度末に特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額から翌年度支払予定退職手当の金額を除いた金額が計上される。ただし、当年度末退職者は除かれる。翌年度支払予定退職手当は流動負債に計上される。

#### 損失補償等引当金

損失補償等引当金は、損失補償債務について履行が確定していないもののうち地方公共団体財政健全化法上将来負担として算定したものが計上される。

### 1.2.5. 流動負債

#### 翌年度償還予定地方債

翌年度償還予定地方債は地方債の翌年度償還予定額が計上される。地方債の満期一括償還の財源に充てるため減債基金を積み立てており、その金額が地方債の年度末残高から控除されている場合は、その金額のうち翌年度償還予定の金額が加算される。

#### 短期借入金（翌年度繰上充用金）

短期借入金（翌年度繰上充用金）には、形式収支がマイナスの場合にその絶対額が計上される。

#### 未払金

未払金には、物件の購入等に係る債務負担行為の翌年度以降支出予定額のうち、PFI等の手法により整備した有形固定資産について翌年度の支出予定額が計上される。また、債務負担行為のうち翌年度の支出予定額が計上される。さらに、その他に係る債務負担行為のうち、年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、翌年度の支出予定額が計上される。なお、債務負担行為のうちその他実質的な債務負担に係るもので年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、翌年度の支出予定額がその内容により物件の購入等、債務保証又は損失補償、その他のいずれかに含めて計上される。

#### 翌年度支払予定退職手当

翌年度支払予定退職手当は年度末に特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額のうち、翌年度支払予定退職手当の金額が計上される。

#### 賞与引当金

賞与引当金は翌年度に支払うことが予定される期末手当及び勤勉手当のうち、当年度負担相当額が計上される。

#### <純資産の部>

##### 1.2.6. 公共資産等整備国県補助金等

公共資産等整備国県補助金等には、昭和44年度から当年度までの普通建設事業費（他団体等に対する補助金を除く）に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額と、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額との合計額が計上される。

##### 1.2.7. 公共資産等整備一般財源等

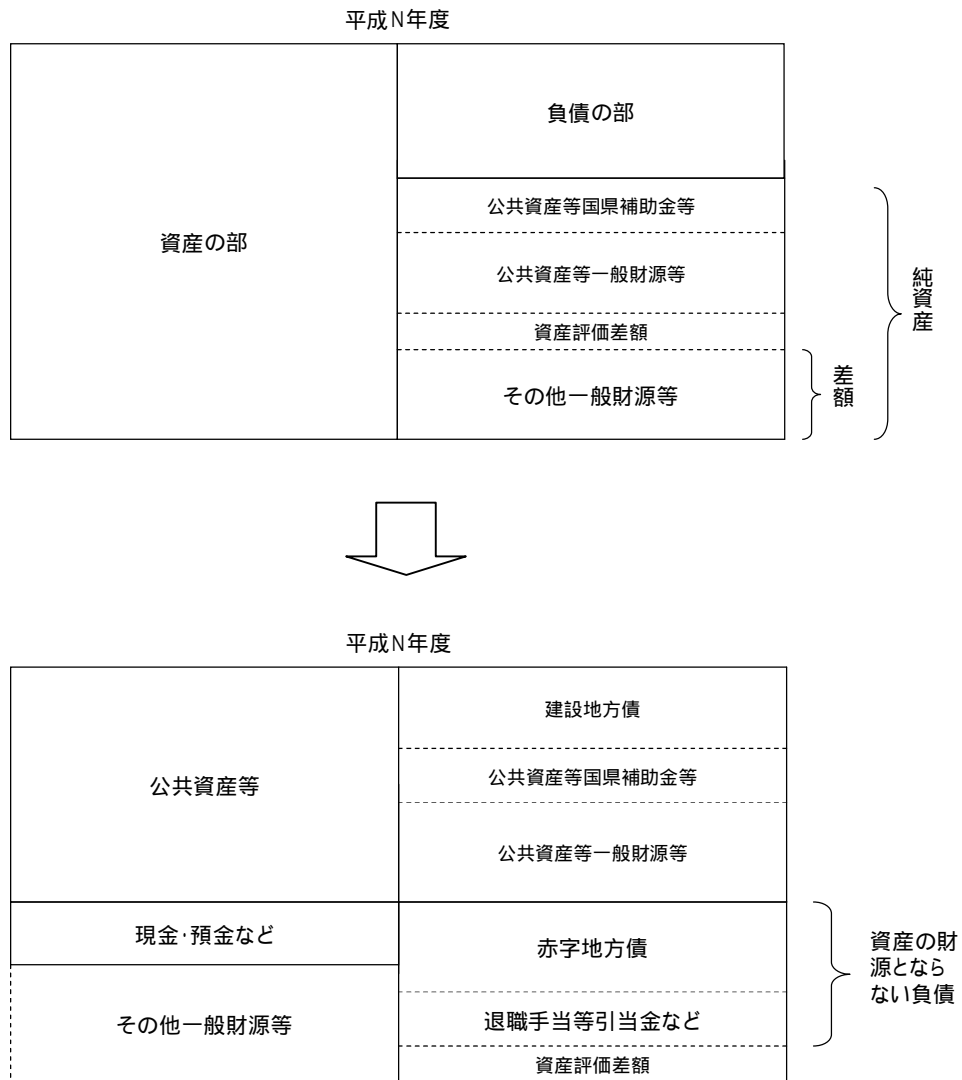
公共資産等整備一般財源等には、公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）の財源となった一般財源等が計上される。つまり、純公共資産等整備一般財源等は公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金に用途が拘束されている一般財源等と言える。

##### 1.2.8. その他一般財源等

資産合計 - 負債合計 - その他一般財源等以外の純資産合計が計上される。その他一般財源等は  $a$ （退職手当目的基金 + 長期延滞債権（回収不能見込額控除後） + 現金預金 + 未収金）  $>$   $b$ （特例債 + （長期）未払金（公共資産の財源となったものを除く） + 退職手当引当金 + 損失補償等引当金 + 賞与引当金）であればプラスとなる。通常は  $b$  の方が大きいいためその他一般財源等はマイナスとなる。その他一般財源等は用途が拘束されていない一般財源等である。マイナスであれば、将来の財源（税金など）の用途（特例債や未払金、退職手当の支払いなど）が既に拘束されていることを表している。



図表 - 2 . その他一般財源等の仕組み



### 1.2.9. 資産評価差額

資産評価差額は新たに売却可能資産を計上した場合、資産の評価替えを行った場合の売却可能価額と帳簿価額との差額、寄附等により無償で資産を受贈した場合の当該資産に係る評価額が計上される。

<注記>

#### 1.2.10. 他団体及び民間への支出金により形成された資産

昭和44年度から当年度までの普通建設事業費のうち、他団体等に対する補助金・負担金等の累計額が記載される。充当された財源も別途記載される。

#### 1.2.11. 債務負担行為に関する情報

物件の購入等、債務保証又は損失補償、その他について記載される。物件の購入等・その他に係る債務負担行為は負債の部に計上された以外の翌年度以降支出予定額が記載上される。債務保証又は損失補償に係る債務負担行為は限度額が計上される。ただし、負債の部に計上されたものは除く。共同発行地方債に係るものについては、その金額が別途記載される。また、土地開発公社の先行取得土地に係る債務負担行為が、物件の購入等・その他実質的な債務負担に係るものと債務保証又は損失補償に係るものとの双方に計上されている場合は、物件の購入等に係るものとして計上される。

#### 1.2.12. その他

交付税措置地方債の金額、普通会計の将来負担に関する情報、土地及び減価償却累計額が記載される。普通会計の将来負担に関する情報には、「普通会計の将来負担」と「基金等将来負担軽減資産」が記載される。普通会計の将来負担には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第2条第4号に定める「地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額」の各数値が記載される。基金等将来負担軽減資産には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第2条第4号に定める「リからルまでに掲げる額の合算額」の各数値が記載される。

### 1.3. 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、一年間の行政サービスに費やされた行政資源の額（コスト）を示したものである。行政コスト計算書は「経常行政コスト」と「経常収益」から構成される。

#### 1.3.1. 経常行政コスト

経常行政コストには、「人件費」「退職手当引当金繰入等」「賞与引当金繰入額」「物件費」「維持補修費」「減価償却費」「社会保障給付」「補助金等」「他会計等への支出額」「他団体

への公共資産整備補助金等」「支払利息」「回収不能見込計上額」「その他行政コスト」が含まれる。つまり、経常行政コストには経常的な行政活動にかかるコストが計上されると言える。これらの項目は「生活インフラ・国土保全」「教育」「福祉」「環境衛生」「産業振興」「消防」「総務」「議会」「支払利息」「回収不能見込計上額」「その他」の目的別に区分される。生活インフラ・国土保全は土木費、福祉は民生費、産業振興は商工費・農林水産業費・労働費である。

### 1.3.2. 経常収益

経常収益には「使用料・手数料」「分担金・負担金・寄附金」が含まれる。つまり、経常収益には行政サービスの対価として受け取った収入のみが計上されると言える。地方税、地方交付税、地方譲与税や諸収入、繰入金などの収入は純資産変動計算書の一般財源に「地方税」「地方交付税」「その他行政コスト充当財源」として計上される。

### 1.3.3. 純経常行政コスト

純経常行政コストは経常行政コストと経常収益の差額である。つまり、純経常行政コストは経常的な行政コストが行政サービスの対価でどの程度カバーされているかを表している。通常はプラスになるが、このプラス分は地方税、地方交付税、地方譲与税や諸収入、繰入金などの収入で支払われていることになる。純経常行政コストは純資産変動計算書に転記される。

## 1.4. 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、資産負債の差額である純資産の一年間の変動内容を示したものである。変動内容は「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「その他一般財源等」「資産評価差額」ごとに示される。

### 1.4.1. 期首純資産残高

原則として前年度末の年度末の純資産の部における各科目の計上額である。

### 1.4.2. 純経常行政コスト

行政コスト計算書における「純経常行政コスト」が転記され、「その他一般財源」に計上される。

#### 1.4.3. 一般財源

一般財源には「地方税」「地方交付税」「その他行政コスト充当財源」が含まれ、「その他一般財源」に計上される。その他行政コスト充当財源には地方譲与税や諸収入、繰入金などの収入が含まれる。なお、貸借対照表の資産の減少又は負債の増加となる収入は除かれる。

#### 1.4.4. 補助金等受入

補助金等受入には、国庫支出金及び県支出金のうち、その団体で行う普通建設事業費の財源となった金額、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）の財源となった金額が計上され、「公共資産等整備国県補助金等」に計上される。

#### 1.4.5. 臨時損益

臨時損益には投資損失や勤奨退職による割増退職金など、経常的でない特別な事由に基づく損益が計上される。投資損失には貸借対照表で計上されている投資及び出資金の時価（実質価額）が著しく低下した場合、時価（実質価額）と取得原価との差額が計上される。「その他一般財源」に計上される。

#### 1.4.6. 科目振替

公共資産整備への財源投入：普通建設事業費のうちその団体で行うものの金額から、国庫支出金及び県支出金の受入額及び公共資産等整備に係る地方債の発行額を除いた金額が、「公共資産等整備一般財源等」に計上される。また、同額が「その他一般財源等」から控除される。

貸借対照表の公共資産等整備一般財源等には公共資産の財源となった一般財源等が計上されている。公共資産整備への財源投入は、公共資産の財源となった一般財源を「その他一般財源等」から「公共資産等整備一般財源等」に振り替えている。このように、公共資産整備への財源投入は公共資産の財源となった一般財源の金額を表している。

公共資産処分による財源増：公共資産の除売却により貸借対照表の公共資産を減額した場合、当該公共資産の前年度末残高に対する財源相当額が、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除され、これらの合計額が「その他一般財源等」に計上される。

公共資産が除売却により減額されるので、その金額が公共資産の財源が計上されていた「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などから控除される。「その他一般財源等」は資産合計 - 負債合計 - その他一般財源等以外の純資産合計である。そのため、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などの他の純資産の項目が減少するとプラスになる。このように、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などから控除された金額が「その他一般財源等」に計上されるのである。

貸付金・出資金等への財源投入：積立金、投資及び出資金、貸付金、定額運用基金への繰出金のうち、国庫支出金、県支出金及び地方債を財源とした部分以外のお金が「公共資産等整備一般財源等」に計上され、同額が「その他一般財源等」から控除される。また、他会計に対する負担金や補助金として決算統計上処理した他会計に対する出資金・貸付金がある場合は、そのうち国庫支出金、県支出金及び地方債を財源とした部分以外のお金が「公共資産等整備一般財源等」に計上され、同額が「その他一般財源等」から控除される。

貸借対照表の公共資産等整備一般財源等には投資及び出資金、貸付金、基金の財源となった一般財源等が計上されている。貸付金・出資金等への財源投入は、投資及び出資金、貸付金、基金の財源となった一般財源を「その他一般財源等」から「公共資産等整備一般財源等」に振り替えている。このように、貸付金・出資金等への財源投入は、投資及び出資金、貸付金、基金の財源となった一般財源を表している。

貸付金・出資金等の回収等による財源増：投資及び出資金、貸付金の回収、基金の取り崩しがあった場合、財源相当額が「公共資産等整備国県補助金等」及び「公共資産等整備一般財源等」から控除され、同額が「その他一般財源等」に計上される。

投資及び出資金、貸付金、基金が減額されるので、その金額が投資及び出資金、貸付金、基金の財源が計上されていた「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」から控除される。「その他一般財源等」は資産合計 - 負債合計 - その他一般財源等以外の純資産合計である。そのため、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」が減少するとプラスになる。このように、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などから控除された金額が「その他一般財源等」に計上されるのである。

減価償却による財源増：公共資産の減価償却に対応する財源相当額が、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除され、同額が「その他一般財源等」に計上される。

公共資産が減価償却により減額されるので、その金額が公共資産の財源が計上されていた「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などか

ら控除される。「その他一般財源等」は資産合計 - 負債合計 - その他一般財源等以外の純資産合計である。そのため、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などの他の純資産の項目が減少するとプラスになる。このように、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などから控除された金額が「その他一般財源等」に計上される。

地方債償還に伴う財源振替：公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）の財源となった地方債の償還額が「公共資産等整備一般財源等」に計上され、同額が「その他一般財源等」から控除される。

貸借対照表の公共資産等整備一般財源等には、公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）の財源となった一般財源等が計上され、地方債は計上されない。そのため、公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金の財源となった地方債が償還されると、公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金は一般財源等が財源となった状態になる。このように、地方債償還に伴う財源振替は投資及び出資金、貸付金、基金の財源を地方債から一般財源等に振り替えている。

#### 1.4.7. 資産評価替えによる変動額

資産評価替えによる変動額は、新たに売却可能資産を計上した場合、資産の評価替えを行った場合の売却可能価額と帳簿価額との差額が「資産評価差額」に計上される。

#### 1.4.8. 無償受贈資産受入

無償受贈資産受入は、寄附等により無償で資産を受贈した場合、当該資産に係る評価額が「資産評価差額」に計上される。

#### 1.4.9. その他

その他はその他の純資産の変動があった場合に計上される。

#### 1.4.10. 期末純資産残高

純資産変動計算書の各項目の合計額となる。年度末の純資産の部における各科目の計上額と一致する。

## 1.5. 資金収支計算書

資金収支計算書は、資金収支の状況を、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支別に示したものである。

### 1.5.1. 経常的収支の部

経常的収支の部には公共資産整備収支及び投資・財務的収支に含まれない収支が計上される。

### 1.5.2. 公共資産整備収支の部

公共資産整備収支の部には、公共資産整備に伴う支出及び当該支出に充てた特定財源が計上される。ただし、普通会計が行う公共資産整備のほか、他会計及び他団体等を通じて行った公共資産整備に対して普通会計が負担した支出額も含まれる。なお、公共資産整備に充当していることが明確に判断できない収入は、経常的収支の部に計上される。

### 1.5.3. 投資・財務的収支の部

投資・財務的収支の部には、投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出及びそれらの財源、貸付金元金回収による収入、地方債元金償還による支出、他会計に対する公債費財源繰出による支出、公共資産売却による収入が計上される。なお、投資・財務的支出に充当していることが明確に判断できない収入は経常的収支の部に計上される。

### 1.5.4. 注記

一時借入金に関する情報、基礎的財政収支、歳計外現金が記載される。

## 2. 貸借対照表の分析

### 2.1. 規模

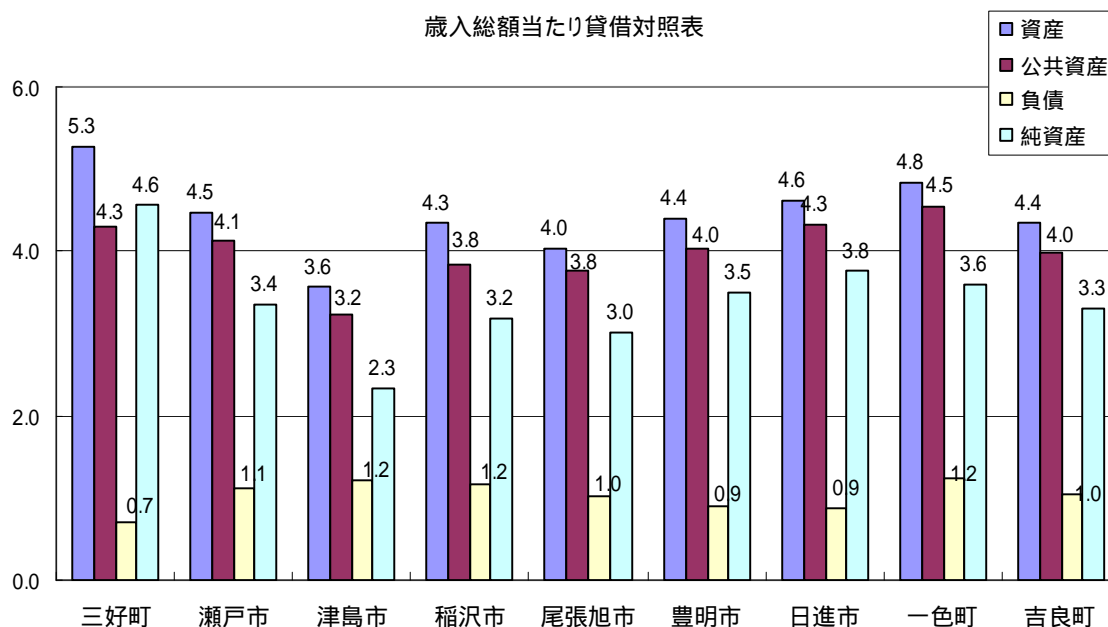
まず貸借対照表の規模の比較を行う。規模は歳入総額、人口、面積で平準化する。

#### 歳入総額当たり貸借対照表

歳入総額当たりの公共資産を見ることで、公共資産が歳入の何年分に相当するかを表し、社会資本の整備の度合いを測ることができる。ただし、地方債発行額を含めた歳入の増減に比率が左右される。そのため、推移の解釈には注意が必要である。

三好町は、資産が5.3年分、公共資産が歳入の4.3年分に相当し、9団体の中では一色町に次いで大きくなっている。一方、負債は0.7年分となっており9団体の中で最も小さく、純資産は4.6年分で9団体の中で最も大きくなっている。特に、純資産は9団体の中で断つで大きく、公共資産より大きくなっている。三好町は歳入総額で平準化すると、社会資本が大きく将来負担が小さいと言える。

図表 - 1. 歳入総額当たり貸借対照表



一色町は、公共資産が歳入総額の4.5年分に相当し、9団体の中で最も大きくなっている。また、負債が1.2年分で津島市、稲沢市と並んで最も大きくなっている。一色町は公共資産の整備量が大きく将来負担も大きいと言える。



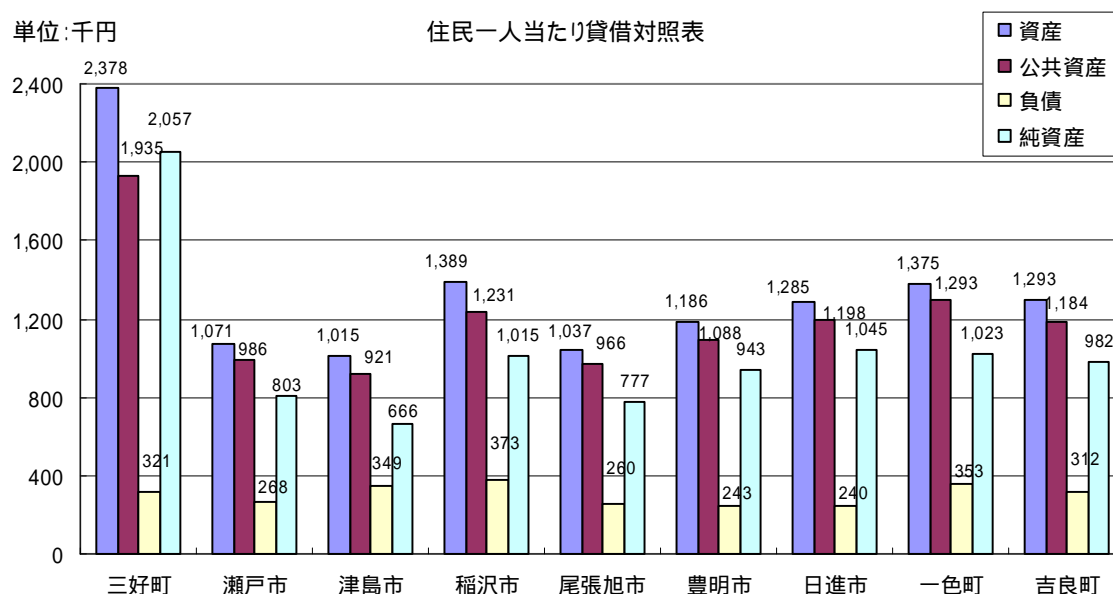
津島市は、資産が歳入総額の3.6年分、公共資産が3.2年分で9団体の中で最も小さくなっている。負債は1.2年分で稲沢市、一色町と並んで最も大きくなっている。津島市は、公共資産の整備量が小さく将来負担が大きいと云える。

### 住民一人当たり貸借対照表

住民一人当たりの公共資産が大きいということは、行政サービス提供能力に余裕があると言える。ただし、資産の利用者が少ない非効率な状況を指しているとも言える。なお、この住民一人当たり貸借対照表は比較的環境の似ている団体の中で比較を行う場合には問題は少ない。しかし、地域事情により人口規模に比例しない投資を必要とする場合等もある。そのため、活用には限界がある。

三好町は、住民一人当たり1,935千円の公共資産が整備されている。これは、9団体の中で最も大きく2番目に大きい稲沢市を大きく引き離している。また、負債は住民一人当たり321千円で9団体の中では稲沢市、一色町、津島市に次いで4番目に大きい。純資産は住民一人当たり2,057千円で9団体の中で最も大きく2番目に大きい日進市の1,045千円を大きく引き離している。三好町は、住民一人当たりの公共資産が大きく、将来負担は比較的大きいものの純資産が非常に大きいと言える。

図表 - 2 . 住民一人当たり貸借対照表



稲沢市は、住民一人当たり1,231千円の公共資産が整備されている。これは、三好町、一色町に次いで3番目に大きい。また、住民一人当たり負債が373千円で9団体の中で最

も大きくなっている。稲沢市は、住民一人当たり公共資産が比較的大きく将来負担が大き  
いと言える。

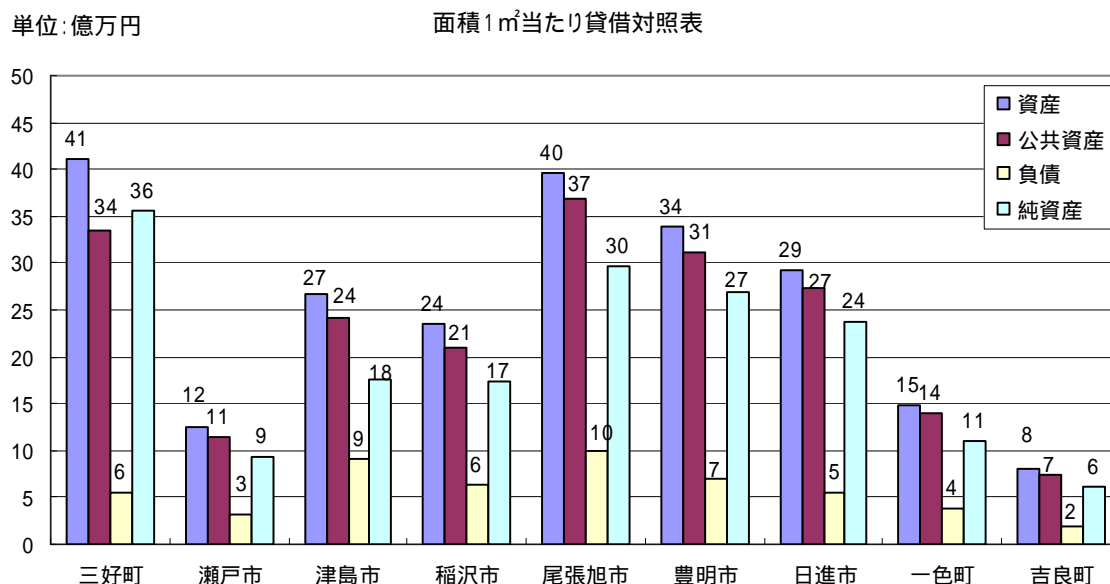
津島市は、住民一人当たり 921 千円の公共資産が整備されており、9 団体の中で最も小さ  
い。負債は 349 千円で稲沢市、一色町に次いで 3 番目に大きくなっている。津島市は、公  
共資産の整備量が小さく将来負担が比較的大きいと言える。

### 面積 1 m<sup>2</sup>当たり貸借対照表

面積 1 m<sup>2</sup>当たりの公共資産は単位面積当たりの投資の累積を反映している。

三好町は、面積 1 m<sup>2</sup>当たり 34 億円の公共資産が整備されている。これは、尾張旭市の 37  
億円に次いで 9 団体の中で 2 番目に大きくなっている。また、負債は 6 億円で尾張旭市、  
津島市、豊明市に次いで大きくなっている。三好町は、面積 1 m<sup>2</sup>当たり公共資産が大きく  
将来負担も比較的大きいと言える。

図表 - 3 . 面積 1 m<sup>2</sup>当たり貸借対照表



尾張旭市は、面積 1 m<sup>2</sup>当たり公共資産が 37 億円で 9 団体の中で最も大きい。また、負債  
も 10 億円で 9 団体の中で最も大きくなっている。尾張旭市は、住民一人当たり公共資産、  
負債が比較的小さくなっていた。このことから、尾張旭市は面積当たりの人口が多いこと  
がわかる。

吉良町は、面積 1 m<sup>2</sup>当たり公共資産が 7 億円、負債が 2 億円となっており 9 団体の中で  
最も小さくなっている。吉良町は住民一人当たり公共資産、負債は 9 団体の中で平均的な  
大きさであった。このことから、吉良町は面積当たりの人口が少ないことがわかる。

## 2.2. 資本構成

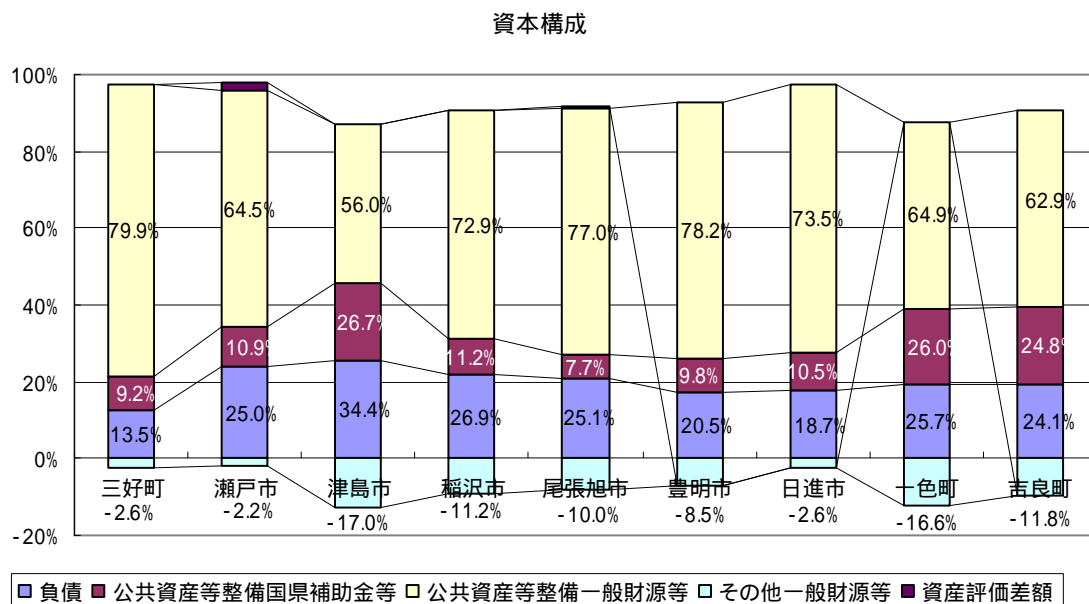
資本構成では負債と純資産の割合を分析する。負債は「後年度の世代が負担する金額」であり純資産は「当年度までの世代が負担を終えてくれた金額」である。資本構成は「負債」「公共資産整備等国県補助金等」「公共資産整備等一般財源等」「その他一般財源等」「資産評価差額」から構成される。このうち公共資産整備等国県補助金等、公共資産整備等一般財源等、その他一般財源等、資産評価差額の合計が純資産の割合である。純資産の割合は当年度までの住民が負担を終えてくれた割合である。純資産構成については後述する。

資本構成については、資本と公共資産の関係を社会資本形成の世代間負担比率でも分析する。社会資本形成の世代間負担比率のうち、現世代負担比率は公共資産に対する純資産の割合である。現世代負担比率は純資産 / 公共資産で計算される。この比率が高ければ公共資産を過去世代の負担で整備していることを表す。また、将来世代負担比率は公共資産に対する負債の割合である。将来世代負担比率は負債 / 公共資産で計算される。この比率が高ければ公共資産を将来世代の負担で整備していることを表す。

また、負債の各項目についても確認する。

### 2.2.1. 他団体との比較

図表 - 4 . 資本構成



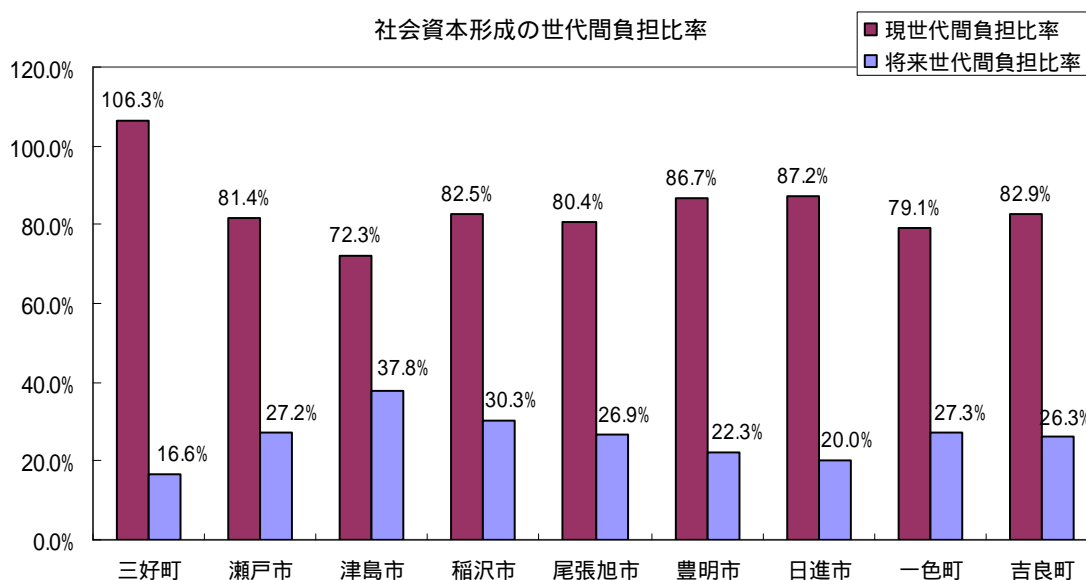
三好町は、資本に占める負債の割合が 9 団体の中で最も低い。三好町は、歳入当たり・住民一人当たり・面積当たりの公共資産が比較的大きくなっていた。このことから、三好

町は、将来世代に負担をかけないで公共資産を整備してきたことがわかる。

津島市は、資本に占める負債の割合が 9 団体の中で最も高い。津島市は、歳入当たり・住民一人当たり・面積当たりの公共資産が比較的小さくなっていた。このことから、津島市は、公共資産の整備に対して将来世代に負担が大きい構造になっているといえる。また、その他一般財源等の割合が 9 団体で最も低い。津島市は、用途が拘束されている財源が 9 団体の中で最も多いといえる。

社会資本形成の世代間負担比率を見ると、三好町は現世代間負担比率が 106.3%で最も高くなっている。また、将来世代間負担比率が 16.6%で最も低くなっている。三好町は、歳入当たり・住民一人当たり・面積当たりの公共資産が比較的大きくなっていた。しかし、三好町はこれまでの公共資産整備を現在の世代で負担しており、将来の世代にはその負担を回していないことがわかる。

図表 - 5 . 社会資本形成の世代間負担比率



津島市は、現世代間負担比率が 72.3%と 9 団体の中で最も低くなっている。また、将来世代間負担比率は 37.8%と最も高くなっている。津島市は、歳入当たり・住民一人当たり・面積当たりの公共資産が比較的小さくなっていたものの、これまでの公共資産整備を、現在の世代では負担できず将来の世代に負担を回していることがわかる。また、津島市は、用途の拘束されている財源が 9 団体の中で最も大きくなっていた。これは、公共資産整備にかかる負担が将来世代に回っていることと関係していると考えられる。

## 2.2.2. 各項目の分析

### 固定負債

三好町の固定負債は 158.6 億円となっている。退職手当引当金は今後見込まれる退職者の増加によってさらに少なくなると推測される。

### 流動負債

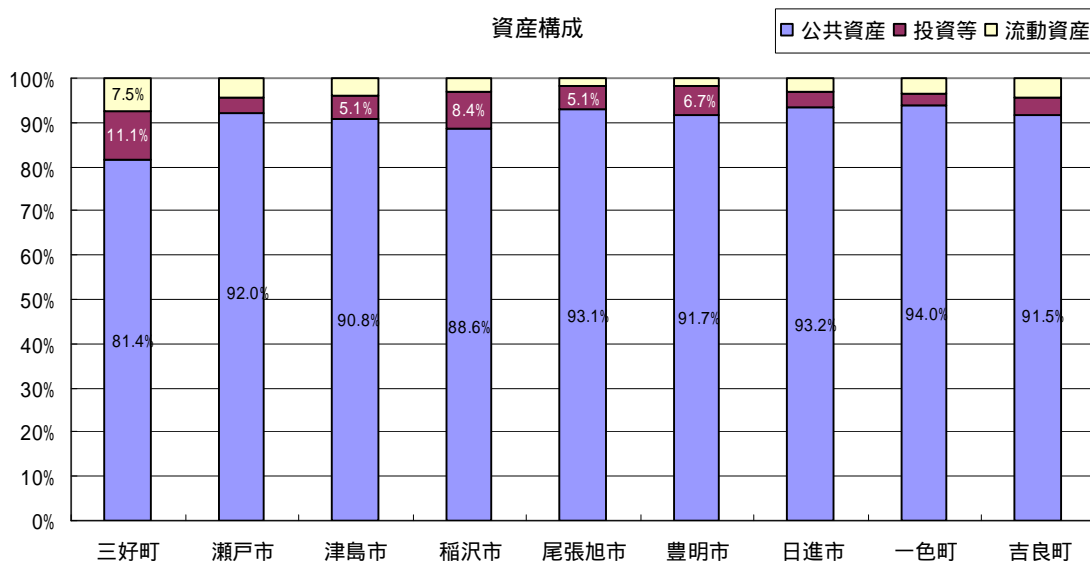
三好町の流動負債は 19.8 億円となっている。流動比率(流動資産/流動負債)は 505.3% であり、資金繰りにかなり余裕がある状況が伺える。

## 2.3. 資産構成

資産は公共資産、投資等、流動資産で構成される。資産構成ではこの 3 項目の割合を確認する。公共資産については後述するため、特に投資等と流動資産について確認する。また、三好町の資産の各項目について確認する。

### 2.3.1. 他団体との相互比較

図表 - 6 . 資産構成



三好町の投資等は 11.1%と 9 団体の中で最も高くなっている。内訳を見ると、その他特定目的基金が 106.8 億円で投資等の 72.8%と大半を占めている。これは、2 番目にその他

特定目的基金が大きい稲沢市の48.5億円の2倍以上となっている。その他特定目的基金は、用途が決まっている財源であるものの、三好町は財政的に余裕があるということが窺える。また、流動資産が7.5%で9団体の中で最も割合が高くなっている。内訳をみると、現金預金が98.6億円で流動資産の98.8%を占めている。さらに現金預金の内訳をみると、財政調整基金が82.4億円で現金預金の83.6%を占めている。これは、財政調整基金が2番目に大きい稲沢市の27.7億円の約3倍となっており、三好町は、資金にかなり余裕がある状況であるといえる。

稲沢市は、投資等が三好町に次いで大きく8.4%となっている。内訳をみると、投資および出資金が70.6億円、その他特定目的基金が48.5億円となっている。投資及び出資金は、2番目に大きい瀬戸市の21.1億円の約3倍の大きさとなっている。

## 2.3.2. 各項目の分析

### < 投資等 >

#### 投資及び出資金

投資及び出資金の内訳は投資及び出資金明細表で確認できる。三好町の投資及び出資金明細表を見ると、出資金（出捐金）の時価が一部帳簿価額を下回っている。三好町の投資及び出資金は6.8億円ある。このうち、一部の出資金について、時価が取得価額を下回っている状況である。

図表 - 7 . 投資及び出資金の内訳

(時価のあるもの)

銘柄名	株数・口数など (A)	時価単価 (円) (B)	時価評価額 (C) = (A) × (B)	うち評価差額	(参考)財産に関する調書記載額	
名古屋競馬(株)株券	42	500	21	0	21	
(株)みずほフィナンシャルグループ株券	3.91	50,000	196	0	196	
(株)コミュニティネットワークセンター株券	ひまわり種類株式	1,200	25,000	30,000	0	60,000
	普通株	421,200		30,000	0	
三好商業振興(株)株券	2,400	50,000	120,000	0	120,000	
新商業都市(株)株券	1,200	50,000	60,000	0	60,000	
エフエムとよた(株)株券	100	50,000	5,000	0	5,000	
<b>合計</b>	-	-	-	245,217	0	245,217

(時価のないもの)

出資(出捐)先名	帳簿価額 (A)	出資(出捐)割合 (%) (B)	出資(出捐)先の 純資産額 (C)	実質価額 (D) = (B) × (C)	投資損失計上額 (D<Aの場合) (D) - (A)	(参考)財産に關 する調書記載額
三好町土地開発公社	5,900	100%	1,064,003	1,064,003	0	5,900
(財)三好町国際交流協会	200,000	100%	200,000	200,000	0	200,000
(財)矢作川水源基金	8,328	0.016%	1,042,039	167	8,161	8,328
(財)地域活性化センター	210	0.00009%	4,363,687	4	206	210
(財)愛知県国際交流協会	180	0.0006%	319,564	2	178	180
(財)豊田加茂環境整備公社	3,500	3.5%	1,453,468	50,871	0	3,500
(財)愛知水と緑の公社	387	0.008%	323,613	26	361	387
(財)砂防フロンティア整備推進機構	50	0.00008%	2,724,380	2	48	50
(財)魚アラ処理公社	760	0.001%	1,019,187	10	750	760
木曾森林組合	371	0.0036%	187,518	7	364	371
(社)愛知県農林公社	50	0.01%	392,083	39	0	50
地方公営企業等金融機構	3,400	0.0002%	53,087,000	106	3,294	3,400
その他	210,169	-	-	-	0	210,169
<b>合計</b>	<b>433,305</b>	<b>-</b>	<b>66,176,542</b>	<b>1,315,237</b>	<b>13,362</b>	<b>433,305</b>

## 基金等

基金の内訳は基金明細表で確認できる。三好町の基金明細表を見ると、財政調整基金が82.4億円である。三好町の負債合計は178.4億円となっている。負債の返済には厳しい基金の積立状況であると言える。

図表 - 8 . 基金等の内訳

相手先名	貸借対照表 価額(千円)
財政調整基金	8,244,388
減債基金	139,454
その他特定目的基金	10,679,920
その他定額運用基金	1,041,410
合計	20,105,172

## 長期延滞債権と回収不能見込額

三好町の長期延滞債権を見ると、84.1% (長期延滞債権 / (長期延滞債権 + 回収不能見込額控除前の未収金)) が長期延滞債権になっていることがわかる。長期延滞債権の内訳は長期延滞債権明細表で確認できる。三好町の長期延滞債権明細表を見ると、町民税、固定資産税が大半を占めている。ただし、町民税、固定資産税ともに、回収できない見込み

である金額は、2.9%程度であるため、長期延滞債権のうち大半が回収可能であることがわかる。

図表 - 10 . 長期延滞債権の内訳

相手先名または種別	貸借対照表価額(千円)	回収不能見込額(千円)
【未収金】		
市税等未収金		
市民税	430,336	12,308
固定資産税	197,349	5,644
軽自動車税	4,291	123
都市計画税	27,249	779
諸収入	491	14
分担金及び負担金	150	4
使用料	2,155	62
合 計	662,021	18,934

#### < 流動資産 >

##### 現金預金

三好町の現金預金は 98.6 億円となっている。流動比率(流動資産 / 流動負債)は 505.3% であり、資金繰りにかなり余裕がある状況にあると言える。

##### 未収金

三好町の未収金を見ると、未収金のうち回収できない見込みであるものは2.9%程度であり、大半が回収できる見込みであることがわかる。未収金の内訳は未収金明細表で確認できる。三好町の未収金明細表を見ると、町民税と固定資産税の未収金が大きいことが確認できる。ただし、先述の通り、その大半が回収できる見込みとなっている。



図表 - 1 1 . 未収金の内訳

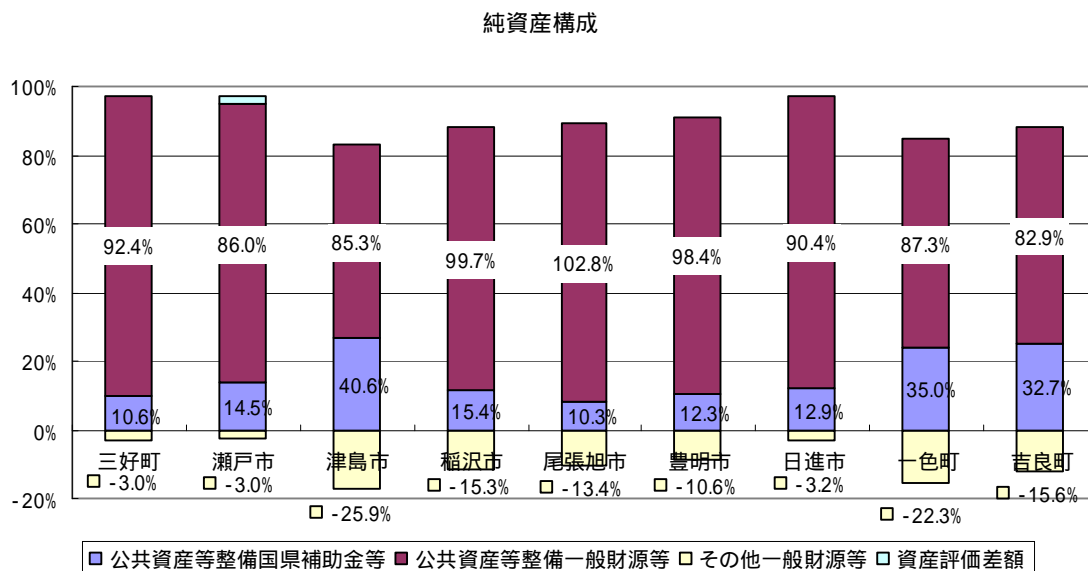
相手先名または種別	貸借対照表価額 (千円)	回収不能見込額 (千円)
【未収金】		
市税等未収金		
市民税	81,286	2,325
固定資産税	36,028	1,030
軽自動車税	1,753	50
都市計画税	4,980	142
その他の未収金		
諸収入	705	20
分担金及び負担金	41	1
使用料	509	15
合 計	125,302	3,584

#### 2.4. 純資産構成

純資産は「公共資産整備等国県補助金等」「公共資産整備等一般財源等」「その他一般財源等」「資産評価差額」で構成される。純資産構成ではこの4項目の割合を確認する。また、純資産の各項目についても確認する。

##### 2.4.1. 他団体との比較

図表 - 1 2 . 純資産構成



三好町を含め、瀬戸市以外の団体で資産評価差額が1%以下となっている。このことから、寄附等により無償で受贈した資産の評価額の計上や資産評価替えはほとんど行われていないと考えられる。どこの団体でも昭和43年以前に取得した資産や寄附等により無償で受贈した資産を多く持っていると考えられる。これらの資産は時価で評価される。そのため計上すれば資産評価差額が大きくなる。また、全ての団体でかなり以前から保有している土地があると考えられる。このような土地は資産評価替えをすれば資産評価差額が大きくなる。

総務省方式では有形固定資産は昭和44年度以降の普通建設事業費の累計額で評価していた。そのため、昭和43年以前に取得した資産や寄附等により無償で受贈した資産は計上されなかった。これでは実態と乖離してしまうため、総務省方式改訂モデルでは原則として固定資産台帳に基づいて時価評価し、普通建設事業費の累計額で評価する場合には昭和43年以前に取得した資産や寄附等により無償で受贈した資産を計上することとなった。しかし、三好町を含む9団体については総務省方式改訂モデルに移行してはいるものの、有形固定資産はほとんど総務省方式のままと言える。

その他一般財源等は通常はマイナスとなる。マイナスの割合が小さいほど自由に使える財源があるため、財政的に余裕があると言える。三好町は、その他一般財源等の割合が3.0%となっており、9団体の中でマイナスの割合が最も小さくなっている。このことから、三好町は使途が拘束されている財源が比較的少ないことがわかる。三好町は、財政調整基金の積み立てが大きく、流動比率も高かった。財政的に余裕がある状況が、ここからも確認することができる。

一方、津島市はその他一般財源等の割合が9団体の中で最も低くなっている。津島市は、公共資産整備の負担を将来世代に回す構造となっていた。そのため、使途が拘束されている財源の割合が高い状況がここからも確認できる。

#### 2.4.2. 各項目の分析

##### 公共資産等整備国県補助金等

三好町の公共資産等整備国県補助金等を見ると、121.4億円が計上されている。国庫支出金及び県支出金のうち、これまで121.4億円が公共資産等の整備に充てられてきたことがわかる。

##### 公共資産等整備一般財源等

三好町の公共資産等整備一般財源等を見ると、1,057.1億円が計上されている。一般財源等のうち、これまで1,057.1億円が公共資産等の整備に充てられてきたことがわかる。

## その他一般財源等

三好町のその他一般財源等を見ると、34.4億円が計上されている。将来の一般財源等の使途が既に34.4億円拘束されていることがわかる。三好町の場合、将来の税金などの一般財源等のうち34.4億円が減税補てん債の償還、退職手当引当金、賞与引当金等の支払に充てられることになっている。

### 2.5. 公共資産の状況

公共資産は生活インフラ・国土保全、教育、福祉、環境衛生、産業振興、消防、総務、売却可能資産で構成されている。公共資産の状況ではこれらの項目の割合を確認する。また、有形固定資産の減価償却累計率では建物などの償却資産が取得からどの程度経過しているかを確認する。有形固定資産の減価償却累計率は減価償却累計額÷(有形固定資産-土地+減価償却累計額)で計算される。さらに、三好町の公共資産の各項目についても確認する。各項目の分析では有形固定資産ごとの老朽化の状況も分析する。

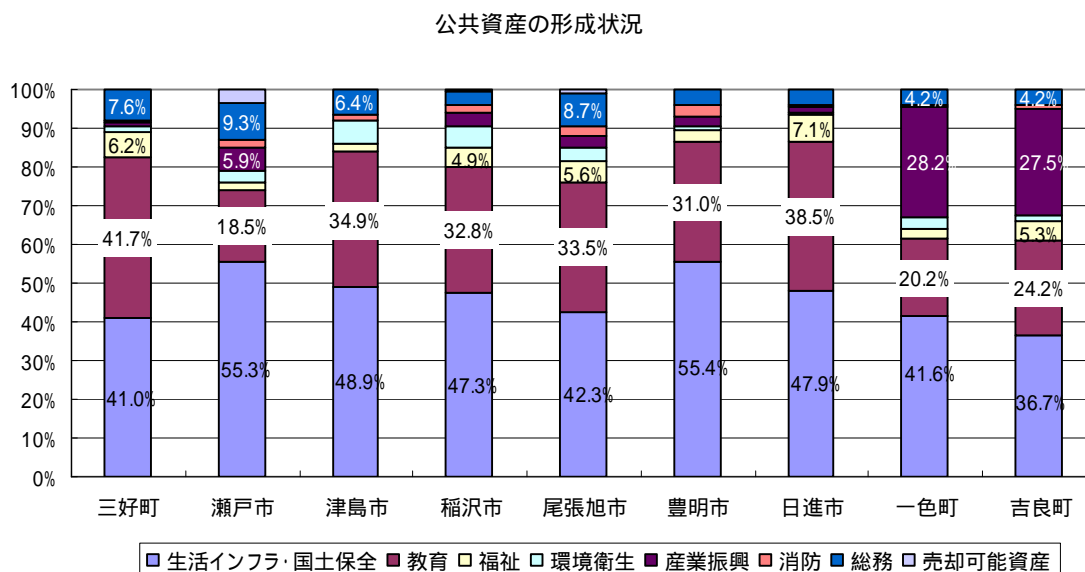
なお、割合が大きな目的別費目はその団体の施策の重点になっている訳ではない。施策に使用される資源を、便宜的に「ヒト・モノ・カネ」と区分すると、ここで見られるのは「どれだけのモノを作っているか」という点だけである。3点すべてを網羅するには、「コスト」ベースで考えることが必要となる。

#### 2.5.1. 他団体との比較

生活インフラ・国土保全と教育の資産の割合が全ての団体で高くなっている。生活インフラ・国土保全には道路、街路、公園など、教育費には小学校、中学校、社会教育施設が含まれている。

三好町は、教育の資産の割合が生活インフラ・国土保全の資産の割合より高くなっている。このことから、三好町は、道路、街路、公園などの資産より小学校、中学校、社会教育施設などの資産を多く形成していることがわかる。また、三好町は福祉の資産の割合が日進市に次いで高くなっている。9団体の中では比較的福祉の資産を多く形成していることがわかる。

図表 - 13 . 公共資産の形成状況

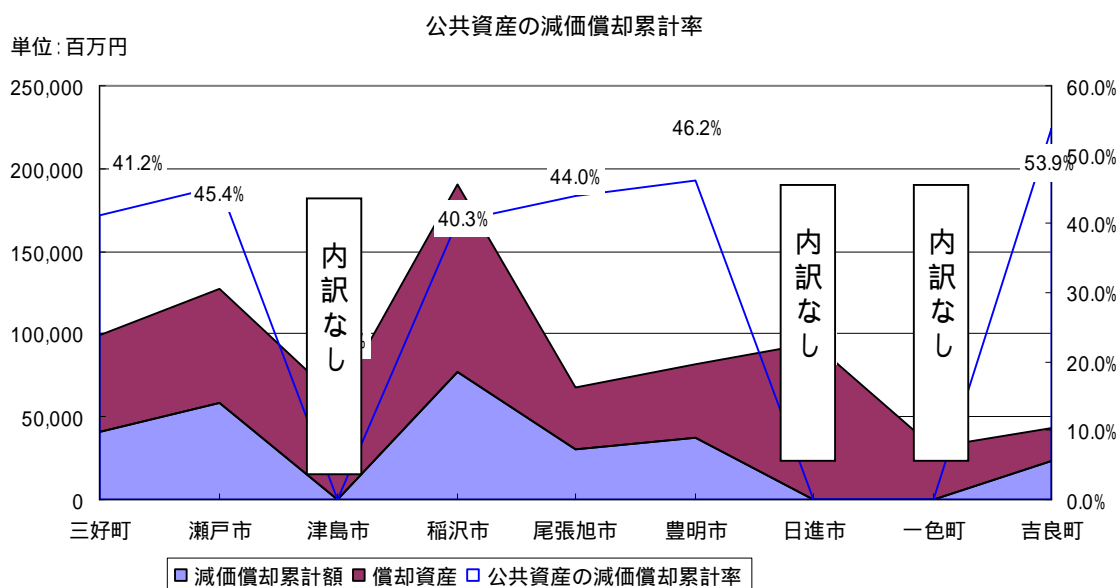


一方、三好町以外の団体においては、生活インフラ・国土保全の資産の割合が教育の資産より高くなっており、小学校、中学校、社会教育施設などよりも道路、街路、公園などの資産を多く形成していることがわかる。特に瀬戸市、豊明市では生活インフラ・国土保全の資産が全体の50%以上を占めている。生活インフラ・国土保全は土地が多く含まれている。生活インフラ・国土保全の割合が55.3%と高い瀬戸市は資産評価差額の割合も9団体で唯一1%以上となっていた。

一色町、吉良町では、産業振興の資産の割合が他団体と比較して高くなっている。産業振興は、農林水産業、労働、商工にかかるものである。この資産の割合が高いことが特徴として出ている。

有形固定資産の減価償却累計率を見ると、三好町の減価償却累計率は 41.2%である。これは稲沢市に次いで 2 番目に低い。三好町の公共資産は歳入総額当たり・住民一人当たり・面積 1 m<sup>2</sup>当たりが比較的大きかった。この社会資本は比較的新しいものであり、社会資本の更新の負担が発生するのは先であると考えられる。

図表 - 14 . 公共資産の減価償却累計率



## 2.5.2. 各項目の分析

三好町は生活インフラ・国土保全と教育の割合が高かった。有形固定資産明細表を見ると、生活インフラ・国土保全では道路が 43.6%、街路が 25.1%となっており、教育は小学校が 43.3%となっており割合が高いことがわかる。また、売却可能資産は、2.2 億円となっている。公共資産に占める売却可能資産の割合は 0.2%となっており、公共資産はほとんど売却できないことがわかる。売却可能資産の内訳については、売却可能資産明細表で確認できる。

図表 - 15 . 生活インフラ・国土保全の内訳

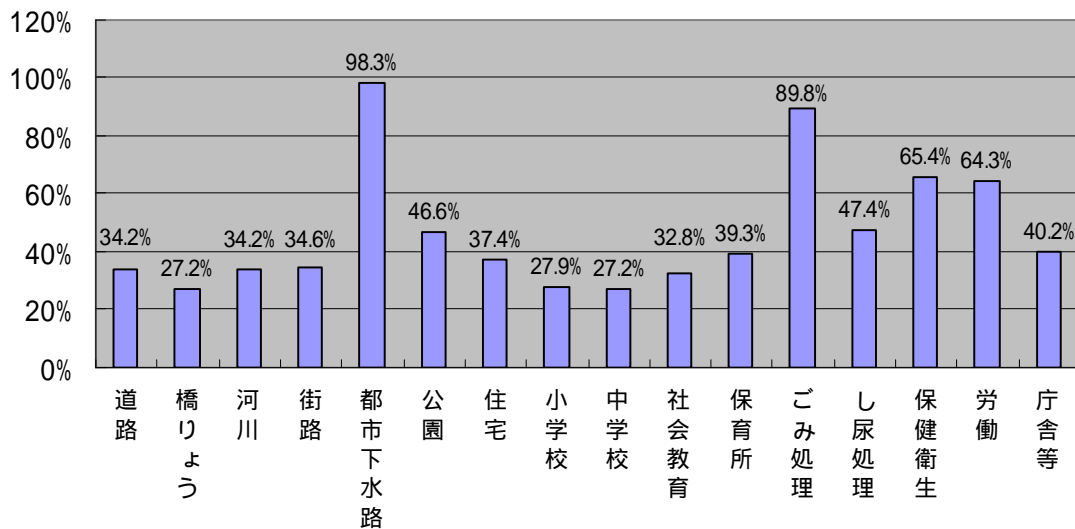
目的	金額	割合
道路	187.3 億円	42.5%
橋りょう	1.3 億円	0.3%
河川	32.4 億円	7.3%
砂防	0 億円	0.0%
海岸保全	0 億円	0.0%
港湾	0 億円	0.0%
都市計画	202.5 億円	46.0%
街路	85.0 億円	19.3%
都市下水路	3.8 億円	0.9%
区画整理	17.7 億円	4.0%
公園	95.9 億円	21.8%
その他	0.1 億円	0.0%
住宅	16.0 億円	3.6%
空港	0 億円	0.0%
その他	1.4 億円	0.3%
計	440.9 億円	100.0%

図表 - 16 . 教育の内訳

目的	金額	割合
小学校	185.3 億円	41.3%
中学校	113.4 億円	25.2%
高等学校	0 億円	0.0%
幼稚園	0 億円	0.0%
特殊学校	0 億円	0.0%
大学	0 億円	0.0%
各種学校	0 億円	0.0%
社会教育	109.0 億円	24.3%
その他	41.3 億円	9.2%
計	449.0 億円	100.0%

図表 - 17 . 目的別減価償却累計率

目的別減価償却累計額

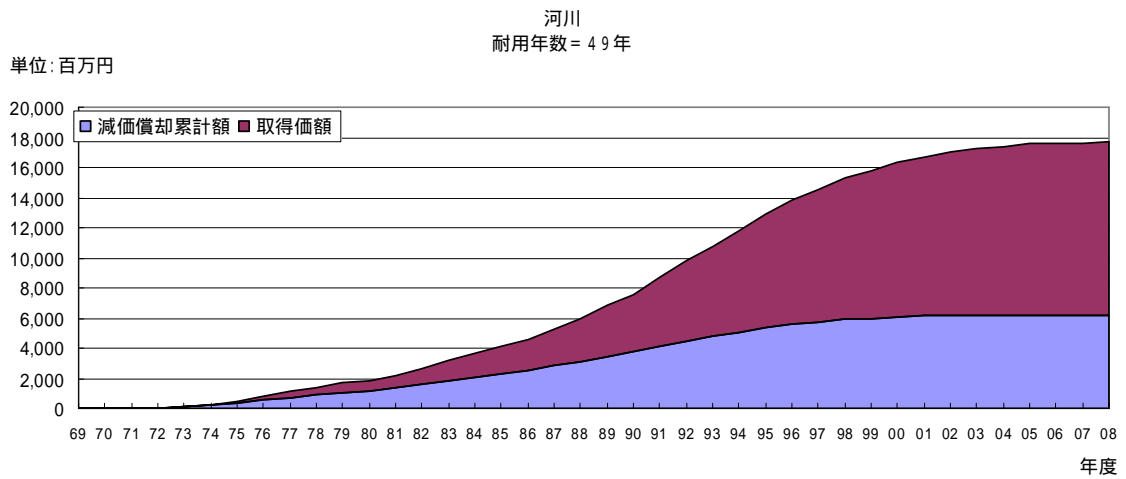
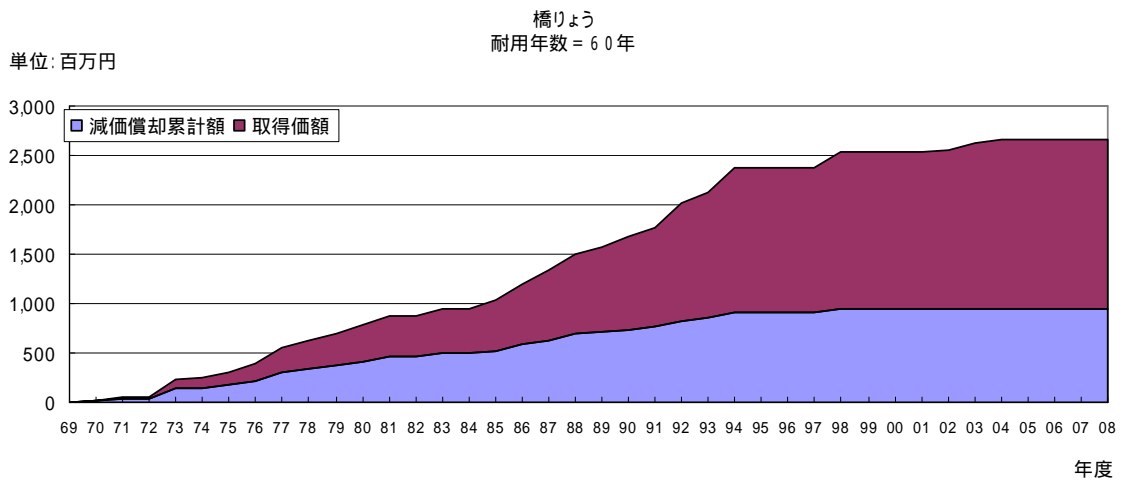
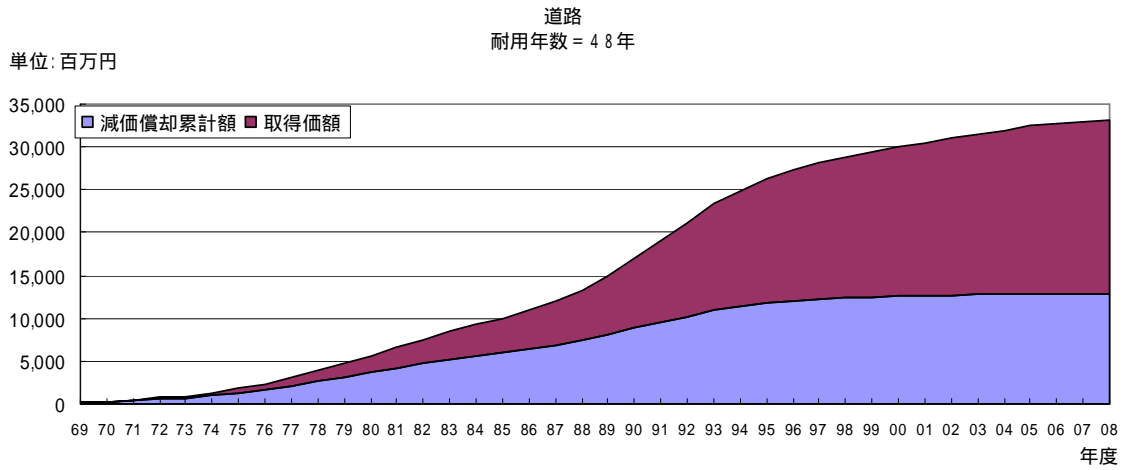


目的別減価償却累計額を見ると、都市下水路とごみ処理で減価償却累計率が高くなっている。各資産の老朽化の状況は図表 -18 で確認できる。図表 -18 は昭和44年度～平成20年度までの償却資産（建物など）の取得価額の推移と平成20年度末現在の減価償却累計額を示している。取得価額と減価償却累計額の差額が未償却残高である。未償却残高は耐用年数がまだ残っている資産＝まだ使用できる資産ということになる。例えば、道路であれば1998年に整備した道路は減価償却累計額が取得価額の半分以上となっている。これは1998年に整備した道路はもう半分以上使用できないということになる。また、2008年に整備した道路は取得価額が減価償却累計額の半分以上となっている。これは1998年に整備した道路はまだ十分に使用できるということになる。

各資産の老朽化の状況を見ると、都市下水路の資産は1989年度を最後に整備していないことがわかる。都市下水路の資産は耐用年数が20年である。そのため、2009年度には全ての保健衛生の資産の耐用年数が到来することになる。

ごみ処理の資産は1988年度以降、ほとんど整備が行われていない。ごみ処理の資産は耐用年数が25年である。1988年度に整備した資産の耐用年数が到来するのは2013年度である。

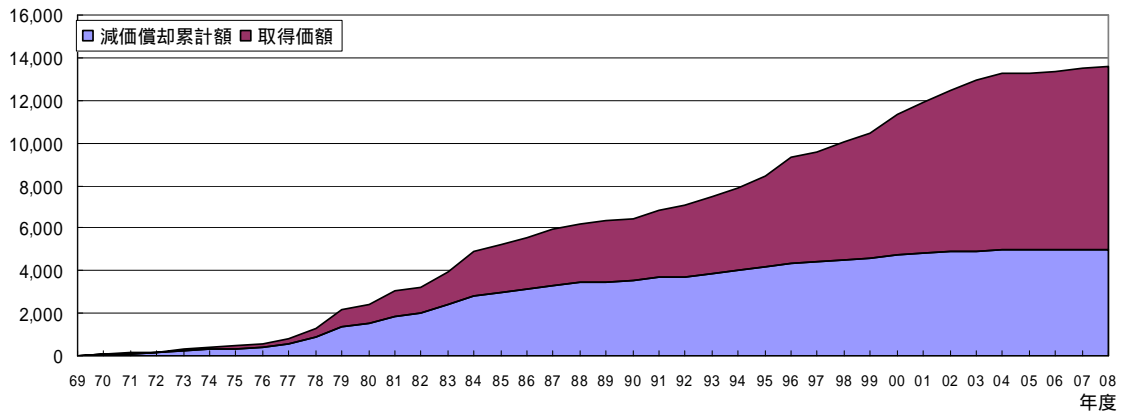
図表 - 18 . 各項目の老朽化の状況





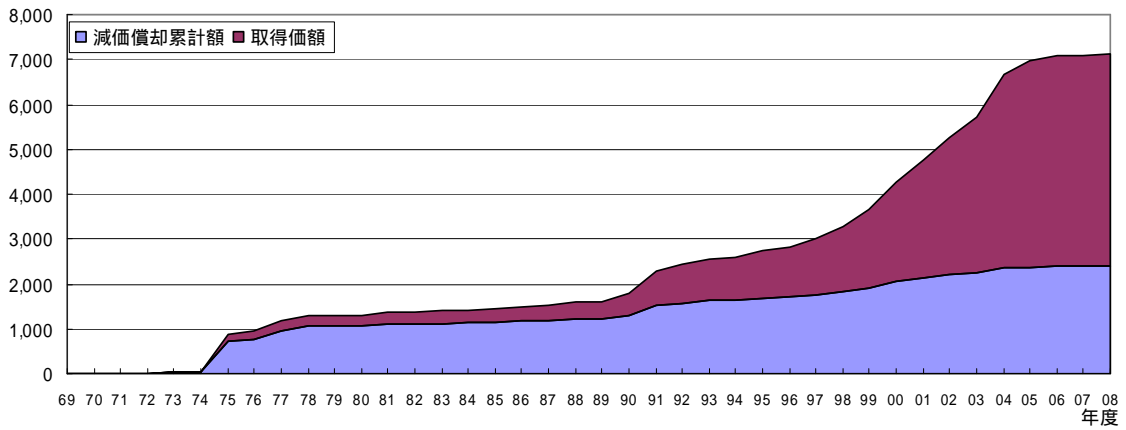
単位: 百万円

街路  
耐用年数 = 48年



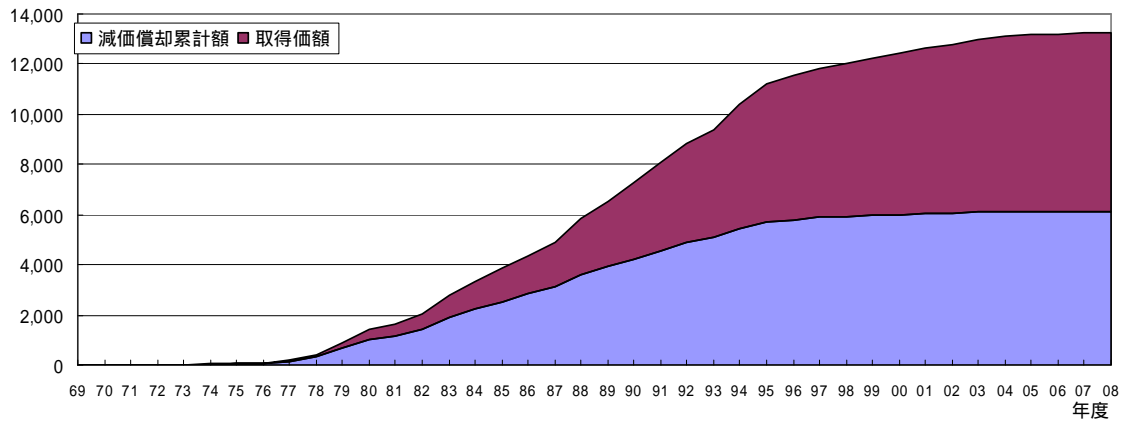
単位: 百万円

区画整理  
耐用年数 = 40年



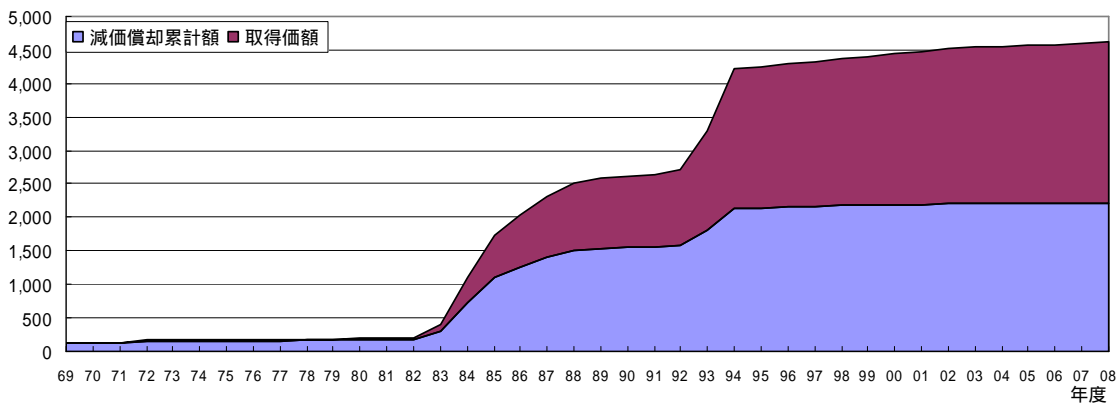
単位: 百万円

公園  
耐用年数 = 40年



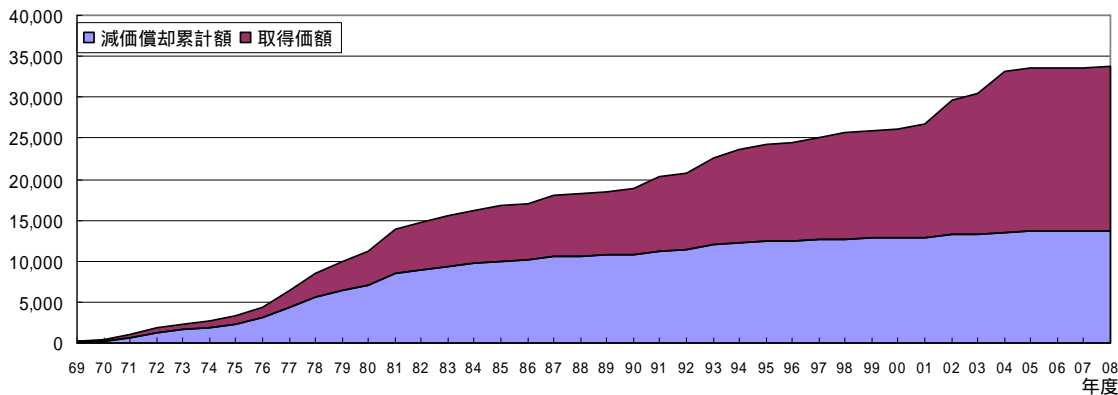
単位: 百万円

住宅  
耐用年数 = 40年



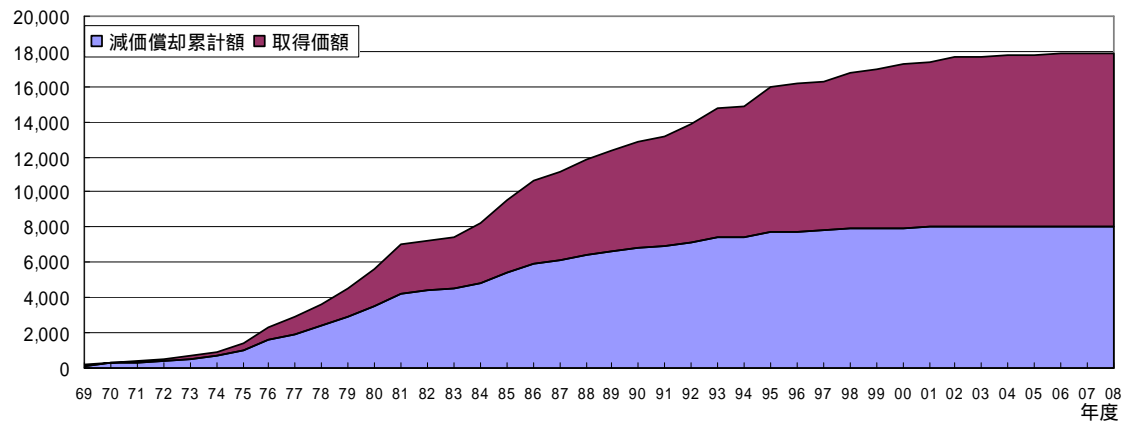
単位: 百万円

小学校  
耐用年数 = 50年



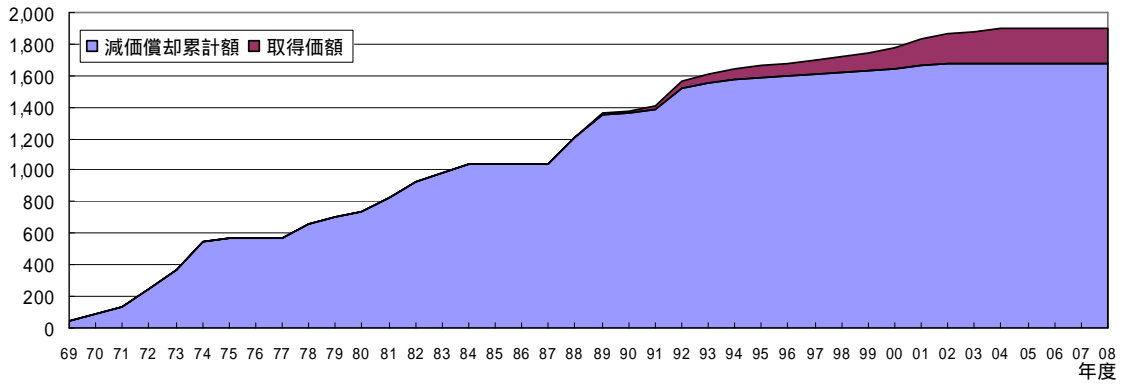
単位: 百万円

中学校  
耐用年数 = 50年



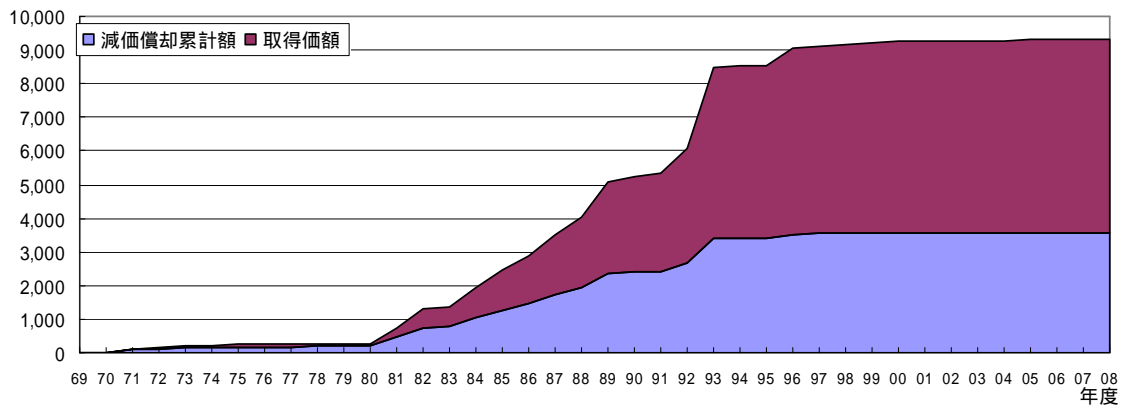
都市下水路  
耐用年数 = 20年

単位: 百万円



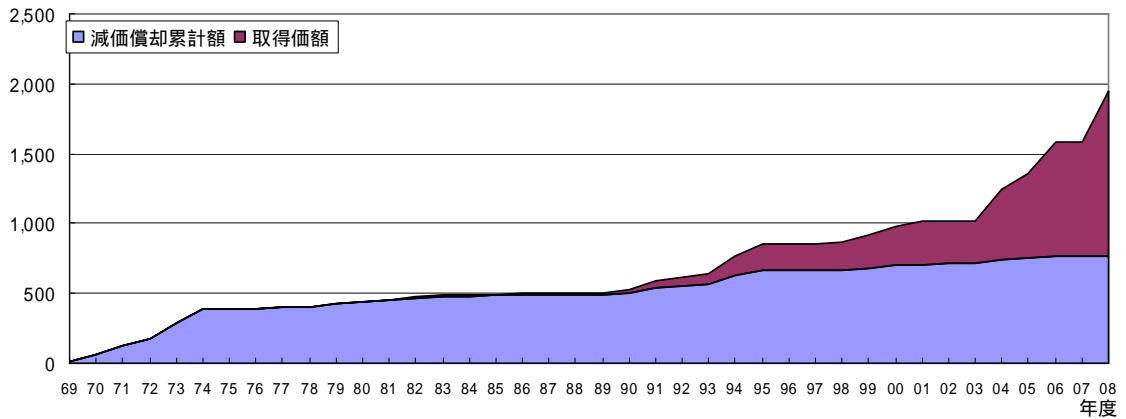
社会教育施設  
耐用年数 = 50年

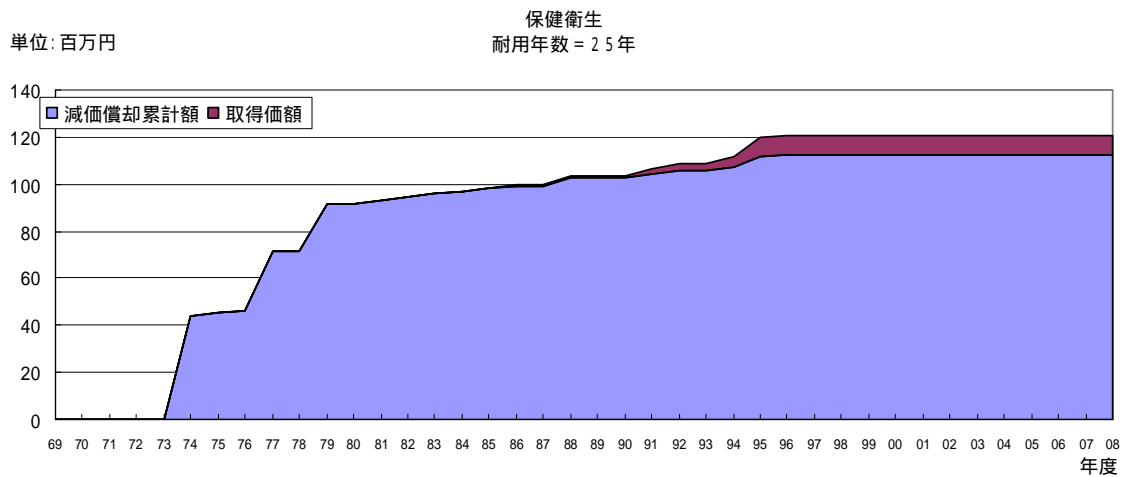
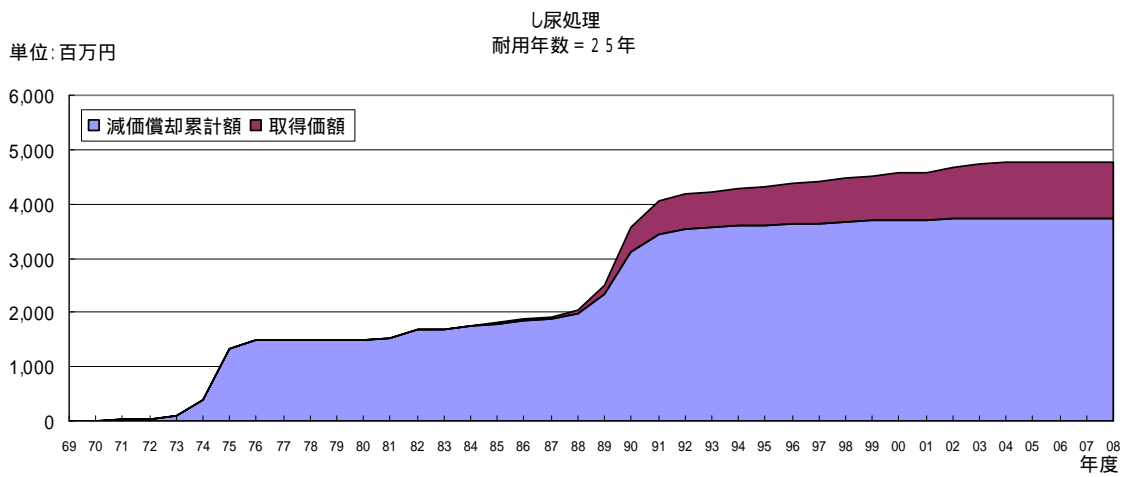
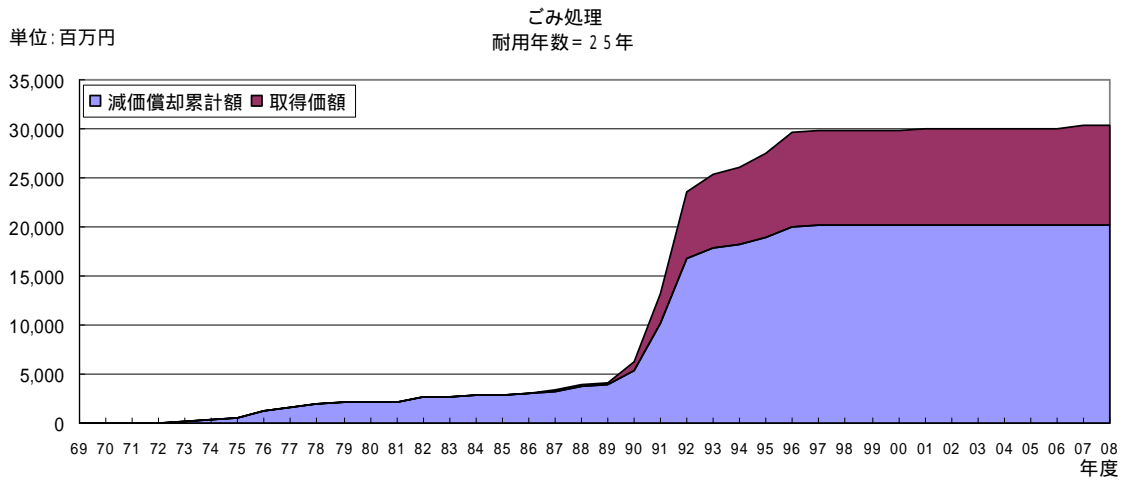
単位: 百万円



保育所  
耐用年数 = 30年

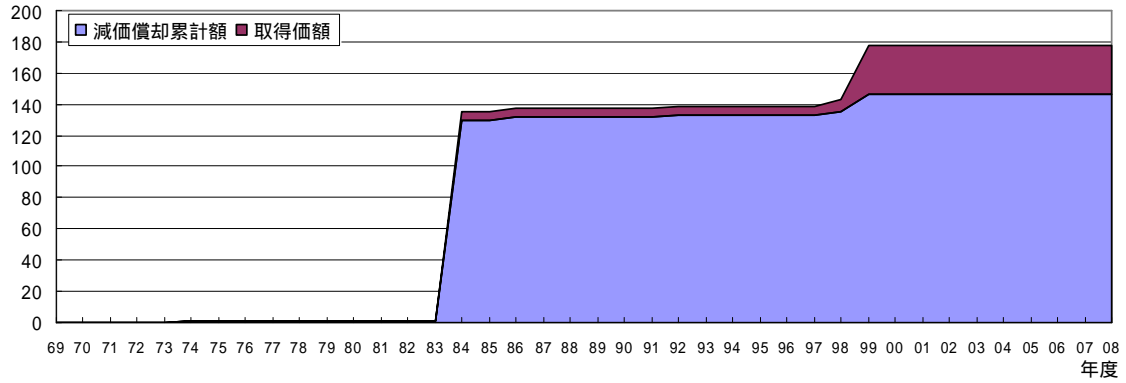
単位: 百万円





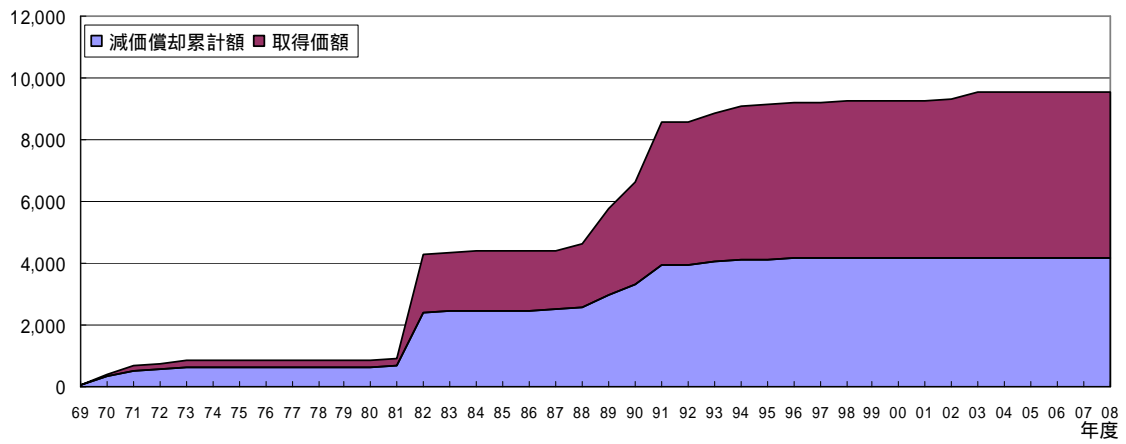
労働  
耐用年数 = 25年

単位: 百万円



庁舎  
耐用年数 = 50年

単位: 百万円



## 2.6. 比較貸借対照表

次ページは平成20年度と平成19年度を比較した比較貸借対照表である。

普通会計比較貸借対照表

(単位:千円)

	借 方			貸 方		
	平成19年度	平成20年度	差額	平成19年度	平成20年度	差額
<b>[資産の部]</b>						
1 公共資産						
(1) 有形固定資産						
生活インフラ・国土保全	43,465,264	44,086,256	620,992			
教育	45,074,461	44,900,427	174,034			
福祉	5,496,429	6,642,412	1,145,983			
環境衛生	1,837,726	1,825,575	12,151			
産業振興	1,349,527	1,199,826	149,701			
消防	562,593	556,409	6,184			
総務	8,256,417	8,175,660	80,757			
有形固定資産合計	106,042,417	107,386,565	1,344,148			
(2) 売却可能資産	0	216,975	216,975			
公共資産合計	106,042,417	107,603,540	1,561,123			
2 投資等						
(1) 投資及び出資金						
投資及び出資金	745,412	678,522	66,890			
投資損失引当金	0	0	0			
投資及び出資金計	745,412	678,522	66,890			
(2) 貸付金	0	0	0			
(3) 基金等						
退職手当目的基金	0	0	0			
その他特定目的基金	11,296,187	10,679,920	616,267			
土地開発基金	1,003,464	1,007,935	4,471			
その他定額運用基金	31,581	33,475	1,894			
退職手当組合積立金	1,897,949	1,621,631	276,318			
基金等計	14,229,181	13,342,961	886,220			
(4) 長期延滞債権	0	662,021	662,021			
(5) 回収不能見込額	0	18,934	18,934			
投資等合計	14,974,593	14,664,570	310,023			
3 流動資産						
(1) 現金預金						
財政調整基金	5,534,112	8,244,388	2,710,276			
減債基金	138,524	139,454	930			
歳計現金	1,631,916	1,474,137	157,779			
現金預金計	7,304,552	9,857,979	2,553,427			
(2) 未収金						
地方税	770,727	124,048	646,679			
その他	4,305	1,254	3,051			
回収不能見込額	0	3,584	3,584			
未収金計	775,032	121,718	653,314			
流動資産合計	8,079,584	9,979,697	1,900,113			
資 産 合 計	129,096,594	132,247,807	3,151,213			
<b>[負債の部]</b>						
1 固定負債						
(1) 地方債	15,938,264	14,487,914	1,450,350			
(2) 長期未払金						
物件の購入等	0	0	0			
債務保証又は損失補償	0	0	0			
その他	0	16,461	16,461			
長期未払金計	0	16,461	16,461			
(3) 退職手当引当金	2,114,445	1,356,261	758,184			
(4) 損失補償等引当金	0	0	0			
(5) その他	0	0	0			
固定負債合計	18,052,709	15,860,636	2,192,073			
2 流動負債						
(1) 翌年度償還予定地方債	1,370,438	1,468,350	97,912			
(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)	0	0	0			
(3) 未払金	0	4,017	4,017			
(4) 翌年度支払予定退職手当	369,387	316,470	52,917			
(5) 賞与引当金	0	186,267	186,267			
流動負債合計	1,739,825	1,975,104	235,279			
負 債 合 計	19,792,534	17,835,740	1,956,794			
<b>[純資産の部]</b>						
1 公共資産等整備国県補助金等	12,096,710	12,143,240	46,530			
2 公共資産等整備一般財源等	101,183,084	105,712,827	4,529,743			
3 その他一般財源等	3,984,944	3,444,000	540,944			
4 資産評価差額	0	0	0			
純 資 産 合 計	109,294,850	114,412,067	5,117,217			
負 債 ・ 純 資 産 合 計	129,087,384	132,247,807	3,160,423			

### 3. 行政コスト計算書の分析

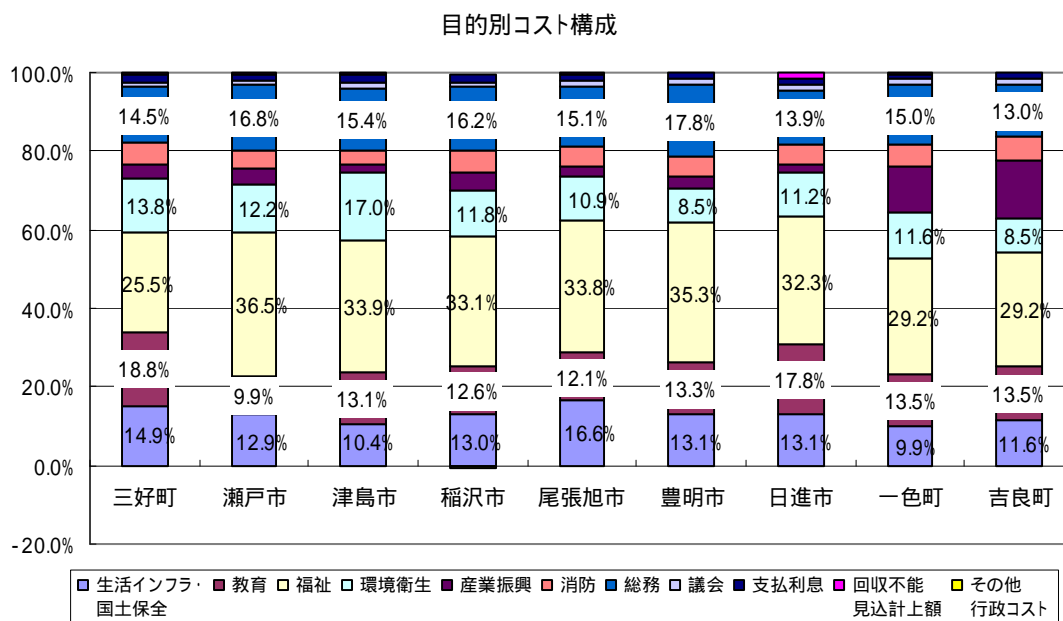
行政コスト計算書を目的別コスト構成、性質別コスト構成、住民一人当たり経常行政コスト、受益者負担の割合、行政目的別行政コスト対公共資産比率から分析する。また、行政コスト計算書の各項目についても分析する。

#### 3.1. 他団体との比較

##### 目的別コスト構成

目的別コスト構成は公共資産の構成とかなり異なることが分かる。特に生活インフラ・国土保全の構成比が公共資産の場合と比較して小さい点、ならびに福祉、環境衛生などの比率が大きくなっている点が注目される。行政コストには減価償却費が含まれるので、公共資産の大きさも反映する。しかし、それ以上に人件費に代表される経常的なコストが大きく影響していることにより、こうした構成に変化する。特定の団体が自己の所有する限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を、どの目的に重点的に振り向けているのかということを確認するには、行政コストの構成を見る必要があり、公共資産の構成では、その一面しか確認できない。

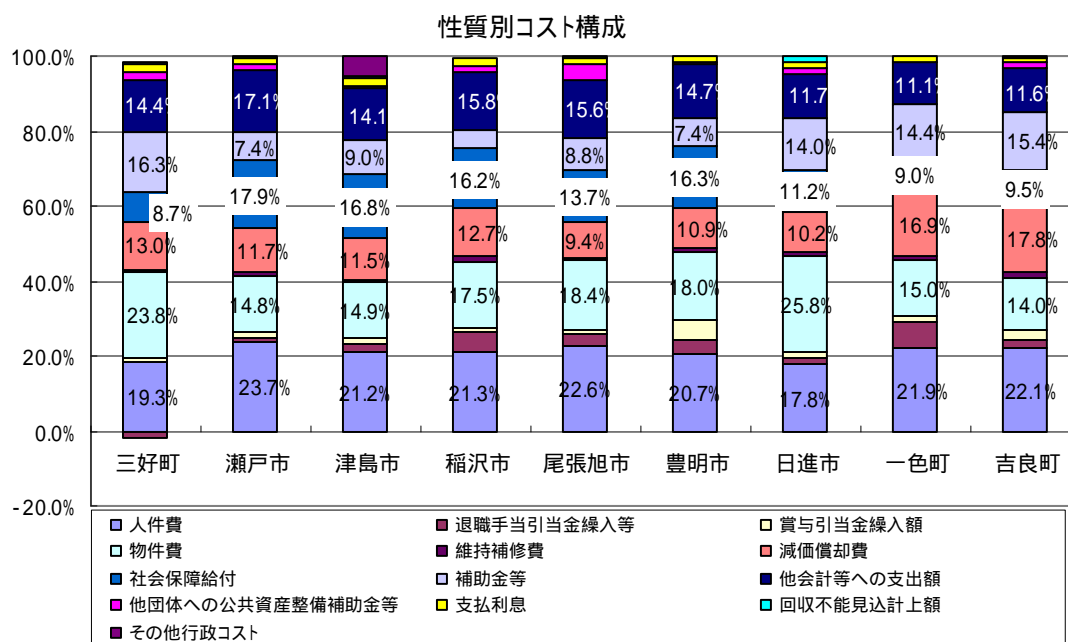
図表 - 1 . 目的別コスト構成



福祉、生活インフラ・国土保全、教育、環境衛生、総務が全ての団体で行政コストのほとんどを占めている。福祉の割合は全ての団体で最も高くなっており、瀬戸市で36.5%と9団体の中で最も高く、三好町では25.5%と最も低くなっている。

### 性質別コスト構成

図表 - 2 . 性質別コスト構成



人件費、物件費、社会保障給付の割合が全ての団体で高くなっている。その割合にはほとんど差がないが、瀬戸市は社会保障給付の割合が比較的高い。瀬戸市は福祉の割合も高かった。そのため、瀬戸市の社会保障給付は福祉の目的であるものだと考えられる。社会保障給付は扶助費であり、福祉には生活保護費、児童福祉費、社会福祉費などが含まれる。瀬戸市の生活保護費、児童福祉費、社会福祉費などの負担が大きいことがわかる。一方、三好町は社会保障給付の割合が比較的低い。三好町は福祉の割合も比較的低くなっていた。このことから、三好町は生活保護費、児童福祉費、社会福祉費などの負担が比較的低くなっていることがわかる。

### 住民一人当たり経常行政コスト

住民一人あたり経常行政コストの性質別規模を比較する。行政サービスを提供するにあたり、ヒト（人件費等）、モノ（有形固定資産の減価償却費等）、カネ（扶助費、補助費等などの移転支出）、その他の4分類で、住民一人当たりどの程度消費されている



のかを比較する。ただし、物件費に民間委託費や臨時職員への賃金が含まれている点、あるいは補助費等に事務組合への経常的・投資的負担が含まれることを考えると、あくまで普通会計に範囲を限定した表現になっていることに注意が必要である。

三好町の住民一人当たり経常行政コストは約 29 万円で 9 団体の中で最も大きくなっている。内訳を見ると、物件費、人件費の金額が大きくなっている。補助金等の金額も大きく 9 団体中でも最も大きくなっている。目的別の内訳を見ると、国土保全・インフラと教育にかかる金額が最も大きく 9 団体の中でも最も大きくなっている。9 団体の中で最も大きくなっていた物件費、補助金等については国土保全・インフラ、教育に関する費用である可能性が高い。

一方、尾張旭市は経常行政コストが約 21 万円で 9 団体中でも最も低くなっている。内訳をみると、日進市に次いで人件費が少なくなっている。目的別では 9 団体中で福祉費が最も低く、教育費、環境衛生費についても比較的低くなっていることがわかる。

図表 - 3 .住民一人当たり行政コスト(性質別)

単位：円

		三好町	構成比	瀬戸市	構成比	津島市	構成比	稲沢市	構成比	尾張旭市	構成比	豊明市	構成比	日進市	構成比	一色町	構成比	吉良町	構成比
		平成20年度		平成20年度		平成20年度		平成20年度		平成20年度		平成20年度		平成20年度		平成20年度		平成20年度	
1	(1)人件費	56,411	19.3%	51,289	23.7%	53,820	21.2%	54,552	21.3%	48,380	22.6%	50,009	20.7%	41,486	17.8%	64,174	21.9%	64,247	22.1%
	(2)退職手当引当金繰入等	5,485	-1.9%	2,412	1.1%	5,755	2.3%	13,408	5.2%	6,621	3.1%	8,645	3.6%	4,162	1.8%	20,179	6.9%	5,905	2.0%
	(3)賞与引当金繰入額	3,349	1.1%	3,137	1.4%	3,456	1.4%	3,514	1.4%	3,043	1.4%	13,110	5.4%	2,906	1.2%	4,896	1.7%	8,456	2.9%
	小計	54,275	18.5%	56,837	26.3%	63,031	24.8%	71,474	27.9%	58,044	27.1%	71,763	29.7%	48,555	20.8%	89,248	30.5%	78,608	27.1%
2	(1)物件費	69,592	23.8%	32,113	14.8%	37,830	14.9%	44,923	17.5%	39,409	18.4%	43,364	18.0%	60,275	25.8%	43,968	15.0%	40,585	14.0%
	(2)維持補修費	1,350	0.5%	3,014	1.4%	1,181	0.5%	4,964	1.9%	1,666	0.8%	2,258	0.9%	3,075	1.3%	3,559	1.2%	4,227	1.5%
	(3)減価償却費	38,153	13.0%	25,230	11.7%	29,185	11.5%	32,640	12.7%	20,061	9.4%	26,277	10.9%	23,789	10.2%	49,403	16.9%	51,637	17.8%
	小計	109,095	37.2%	60,357	27.9%	68,197	26.8%	82,527	32.2%	61,137	28.6%	71,899	29.8%	87,139	37.4%	96,931	33.1%	96,449	33.2%
3	(1)社会保障給付	25,374	8.7%	38,832	17.9%	42,673	16.8%	41,636	16.2%	29,346	13.7%	39,355	16.3%	26,126	11.2%	26,262	9.0%	27,570	9.5%
	(2)補助金等	47,837	16.3%	16,026	7.4%	22,933	9.0%	11,698	4.6%	18,743	8.8%	17,910	7.4%	32,741	14.0%	42,140	14.4%	44,787	15.4%
	(3)他会計等への支出額	42,293	14.4%	36,928	17.1%	35,926	14.1%	40,655	15.8%	33,481	15.6%	35,485	14.7%	27,400	11.7%	32,599	11.1%	33,772	11.6%
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等	7,145	2.4%	3,362	1.6%	1,266	0.5%	3,817	1.5%	8,622	4.0%	932	0.4%	3,724	1.6%	758	0.3%	4,467	1.5%
	小計	122,649	41.9%	95,148	43.9%	102,798	40.5%	97,805	38.1%	90,192	42.1%	93,683	38.8%	89,991	38.6%	101,758	34.8%	110,595	38.1%
4	(1)支払利息	6,019	2.1%	3,148	1.5%	5,012	2.0%	5,008	2.0%	4,031	1.9%	3,494	1.4%	3,473	1.5%	3,952	1.4%	4,346	1.5%
	(2)回収不能見込計上額	876	0.3%	899	0.4%	1,809	0.7%	815	0.3%	605	0.3%	449	0.2%	4,117	1.8%	633	0.2%	290	-0.1%
	(3)その他行政コスト	0	0.0%	104	0.0%	13,176	5.2%	1,106	-0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	524	0.2%
	小計	6,895	2.4%	4,152	1.9%	19,997	7.9%	4,718	1.8%	4,637	2.2%	3,943	1.6%	7,590	3.3%	4,585	1.6%	4,580	1.6%
経常行政コスト a		292,913	100.0%	216,493	100.0%	254,023	100.0%	256,524	100.0%	214,010	100.0%	241,288	100.0%	233,275	100.0%	292,523	100.0%	290,232	100.0%
1 使用料・手数料 b		8,675	89.3%	7,043	87.5%	4,524	45.6%	6,745	68.5%	6,340	93.0%	6,312	52.2%	7,693	88.3%	9,939	95.2%	9,563	95.1%
2 分担金・負担金・寄附金 c		1,034	10.7%	1,009	12.5%	5,389	54.4%	3,098	31.5%	478	7.0%	5,788	47.8%	1,021	11.7%	499	4.8%	489	4.9%
経常収益合計 (b + c) d		9,709	100.0%	8,052	100.0%	9,913	100.0%	9,843	100.0%	6,818	100.0%	12,100	100.0%	8,714	100.0%	10,438	100.0%	10,052	100.0%
d / a		3.3%		3.7%		3.9%		3.8%		3.2%		5.0%		3.7%		3.6%		3.5%	
(差引)純経常行政コスト a - d		283,204		208,441		244,110		246,681		207,191		229,188		224,561		282,084		280,180	

単位：円

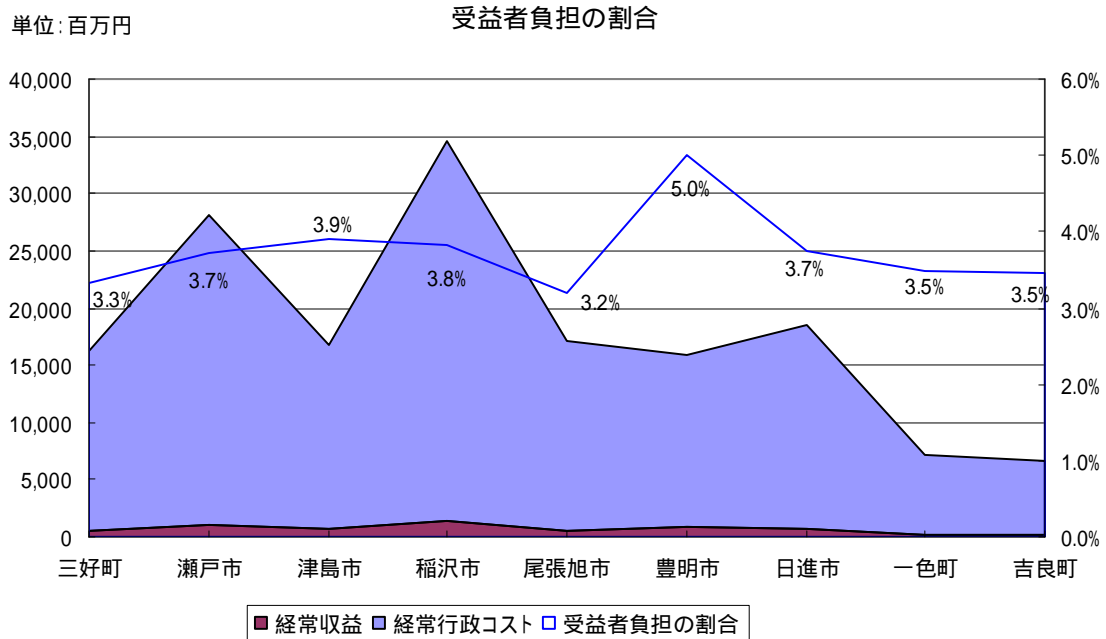
図表 - 4 .住民一人当たり行政コスト(目的別)

	三好町 平成20年度	構成比	瀬戸市 平成20年度	構成比	津島市 平成20年度	構成比	稲沢市 平成20年度	構成比	尾張旭市 平成20年度	構成比	豊明市 平成20年度	構成比	日進市 平成20年度	構成比	一色町 平成20年度	構成比	吉良町 平成20年度	構成比
生活インフラ・国土保全	43,707	14.9%	27,989	12.9%	26,432	10.4%	33,415	13.0%	35,475	16.6%	31,627	13.1%	30,662	13.1%	28,952	9.9%	33,619	11.6%
教育	54,983	18.8%	21,406	9.9%	33,311	13.1%	32,340	12.6%	25,904	12.1%	32,182	13.3%	41,413	17.8%	39,612	13.5%	39,325	13.5%
福祉	74,799	25.5%	79,086	36.5%	86,122	33.9%	84,974	33.1%	72,353	33.8%	85,292	35.3%	75,322	32.3%	85,317	29.2%	84,659	29.2%
環境衛生	40,337	13.8%	26,467	12.2%	43,247	17.0%	30,187	11.8%	23,228	10.9%	20,553	8.5%	26,192	11.2%	34,005	11.6%	24,601	8.5%
産業振興	10,867	3.7%	8,603	4.0%	5,461	2.1%	12,147	4.7%	5,813	2.7%	8,404	3.5%	5,444	2.3%	35,122	12.0%	43,643	15.0%
消防	15,631	5.3%	9,948	4.6%	9,419	3.7%	14,359	5.6%	11,207	5.2%	12,272	5.1%	11,057	4.7%	16,318	5.6%	18,135	6.2%
総務	42,349	14.5%	36,401	16.8%	39,064	15.4%	41,469	16.2%	32,290	15.1%	43,068	17.8%	32,478	13.9%	43,938	15.0%	37,811	13.0%
議会	3,345	1.1%	2,442	1.1%	4,146	1.6%	2,916	1.1%	3,104	1.5%	3,945	1.6%	3,116	1.3%	4,397	1.5%	4,382	1.5%
支払利息	6,019	2.1%	3,148	1.5%	5,012	2.0%	5,008	2.0%	4,031	1.9%	3,494	1.4%	3,473	1.5%	3,952	1.4%	4,346	1.5%
回収不能見込計上額	876	0.3%	899	0.4%	1,809	0.7%	815	0.3%	605	0.3%	449	0.2%	4,117	1.8%	633	0.2%	(290)	-0.1%
その他行政コスト	0	0.0%	104	0.0%	0	0.0%	(1,106)	-0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	276	0.1%	0	0.0%
経常行政コスト a	292,913	100.0%	216,493	100.0%	254,023	100.0%	256,524	100.0%	214,010	100.0%	241,288	100.0%	233,276	100.0%	292,523	100.0%	290,232	100.0%

## 受益者負担の割合

受益者負担の割合は経常収益 / 経常行政コストで計算される。受益者負担の割合は豊明市で最も高く 5.0% となっている。三好町を含め、他団体では 3% 台となっている。

図表 - 5 . 受益者負担の割合

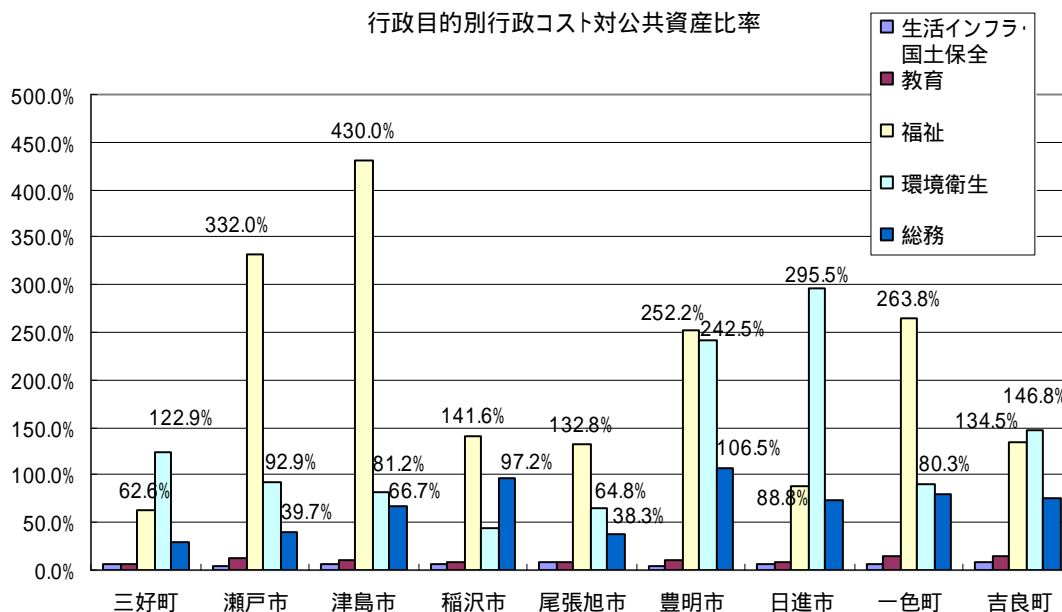


## 行政目的別行政コスト対公共資産比率

行政目的別行政コスト対公共資産比率ではどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているかがわかる。行政目的別行政コスト対公共資産比率は経常行政コスト / 公共資産で計算される。

福祉と環境衛生の割合が全ての団体で高くなっている。また、生活インフラ・国土保全と教育の割合が全ての団体で低くなっている。生活インフラ・国土保全と教育は主に公共資産を活用した行政サービスであることがわかる。反対に、福祉と環境衛生は公共資産をあまり使わない行政サービスであることがわかる。

図表 - 6 . 行政目的別行政コスト対公共資産比率



### 3.2. 各項目の分析

#### 経常行政コスト

三好町の経常行政コストを目的別に見ると、福祉が 25.5%を占めている。福祉を性質別に見ると、社会保障給付が 98.6%となっておりほとんどを占めている。社会保障給付の内訳を見ると、児童福祉費の割合が 66.3%を占めている。

経常行政コストを性質別に見ると、人件費が 19.3%、物件費が 23.8%となっている。このうち人件費は総務、福祉の割合が高い。また、物件費は教育、環境衛生の割合が高い。

#### 経常収益

三好町の経常収益を目的別に見ると、福祉と環境衛生の割合が高くなっている。福祉の財源となった使用料・手数料と分担金・負担金・寄附金の内訳を見ると、使用料・手数料は 100%が児童福祉費、分担金・負担金・寄附金は 85.7%が社会福祉費の財源となっている。

#### 純経常行政コスト

三好町の受益者負担の割合は 3.3%となっている。受益者負担の割合を目的別に見ると、

福祉が 6.4%、環境衛生が 4.1%と高くなっている。

図表 - 7 . 福祉の性質別内訳

費目	金額(千円)	割合(%)
人件費	821,228	19.7%
退職手当引当金繰入等	-84,408	-2.0%
賞与引当金繰入額	48,752	1.2%
物件費	489,434	11.8%
維持補修費	5,923	0.1%
減価償却費	174,820	4.2%
社会保障給付	1,391,375	33.4%
補助金等	348,888	8.4%
他会計等への支出額	964,482	23.2%
他団体への公共資産整備補助金等	0	0.0%
合計	4,160,494	100.0%

図表 - 8 . 福祉 - 社会保障給付の内訳

費目	金額(千円)	割合(%)
社会福祉費	399,549	28.7%
老人福祉費	69,409	5.0%
児童福祉費	922,417	66.3%
生活保護費	0	0.0%
災害救助費	0	0.0%
合計	1,391,375	100.0%

## 4. 純資産変動計算書の分析

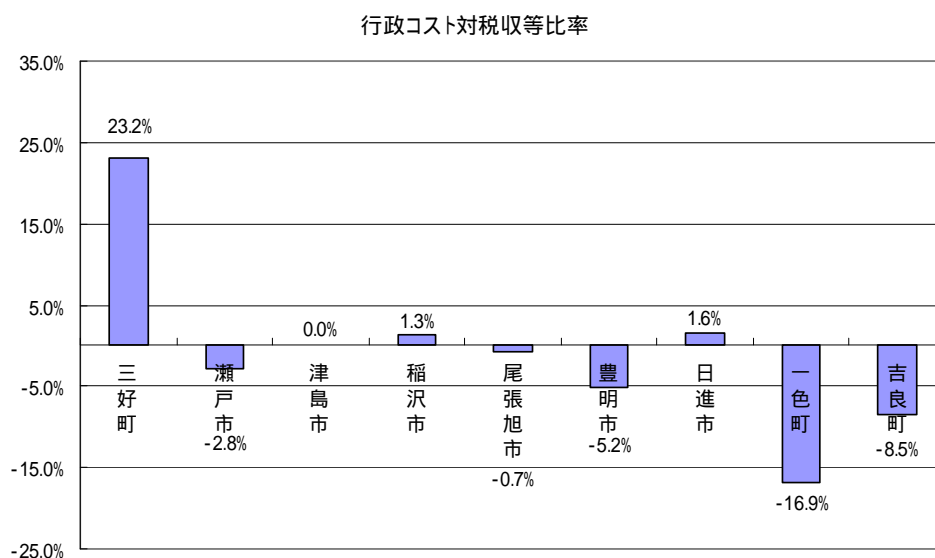
純資産変動計算書は行政コスト対税率で確認する。行政コスト対税率は行政コスト対税率で行政コストが当年度の負担でカバーできたかがわかる。また、純資産変動計算書の各項目についても確認する。

### 4.1. 他団体との比較

行政コスト対税率は純経常行政コスト / (一般財源等 + 補助金等受入・その他一般財源) で計算される。ここでは  $1 - \text{純経常行政コスト} / (\text{一般財源等} + \text{補助金等受入} \cdot \text{その他一般財源})$  としている。行政コスト対税率がマイナスとなっている場合は当年度の行政コストを当年度の負担でカバーできていないことを表す。この場合、過去の世代が蓄積した資産を取崩しているか、将来世代に負担を付回していることになる。反対に行政コスト対税率がプラスとなっている場合は将来世代のために資産を積み増していることになる。

三好町は行政コスト対税率が 23.2% となっている。これは 9 団体の中で最も高くなっている。先述のとおり三好町の流動比率は 505.3% と財政的に非常に余裕のある状況である。経常行政コストは 9 団体の中で最も高くなっていたが、財政的な余裕で十分にカバーすることができている状況であることが窺える。一方、一色町は行政コスト対税率が 16.9% と最も低くなっている。一色町は、流動比率が 184.0% と財政的に余裕がある状況である。しかし、住民一人当たり経常行政コストが約 29 万円で三好町とほぼ同額となっている。その負担をカバーできるほどの財政的余裕はなく、一色町は当年度の負担でカバーできていない分を将来世代に付回している可能性がある。

図表 - 1. 行政コスト対税率



## 4.2. 各項目の分析

### 期首純資産残高

期首純資産残高は平成19年度決算の貸借対照表の純資産合計と1,093億円で一致していることがわかる。純資産の内訳についても、公共資産等整備国県補助金等は121億円、公共資産等整備一般財源等は1,012億円、その他一般財源等は40億円、資産評価差額は0億円で期首純資産残高と平成19年度決算の貸借対照表が一致していることが確認できる。

### 純経常行政コスト

純経常行政コストは行政コスト計算書の純経常行政コスト158億円と絶対額で一致していることがわかる。純経常行政コストは行政コスト計算書ではプラスだったが、純資産変動計算書ではマイナスとなる。

### 一般財源

一般財源には、地方税175億円、地方交付税0.3億円、その他行政コスト充当財源20億円が計上されている。三好町は一般財源の中でも地方税の割合が高いことが確認できる。

### 補助金等受入

補助金等受入には、国庫支出金及び県支出金のうち公共資産等の財源となった4億円が公共資産等整備国県補助金等、それ以外の10億円がその他一般財源等に計上されている。

一般財源と補助金等受入れのうちその他一般財源等に計上された金額の合計額は205億円となっている。これに対し純経常行政コストは158億円となっており、三好町の経常行政コストは一般財源と国庫支出金及び県支出金で十分に賄えている状況であると言える。

### 科目振替

公共資産整備への財源投入を見ると、平成20年度は33億円の一般財源が道路や小学校などの整備に使われたことがわかる。また、地方債償還に伴う財源振替を見ると、平成20年度は10億円の一般財源が地方債の償還に使われたことがわかる。さらに、貸付金・出資金等への財源投入を見ると、平成20年度は40億円が投資や出資、資金の貸付や基金の積み立てに使われたことがわかる。



#### 資産評価替えによる変動額

三好町では平成20年度は売却可能資産の計上、有価証券の時価評価を行っていないため、変動額は計上されていない。

#### 無償受贈資産受入

三好町では平成20年度に資産を寄附等により無償で受贈されていないため、0となっている。

#### 期末純資産残高

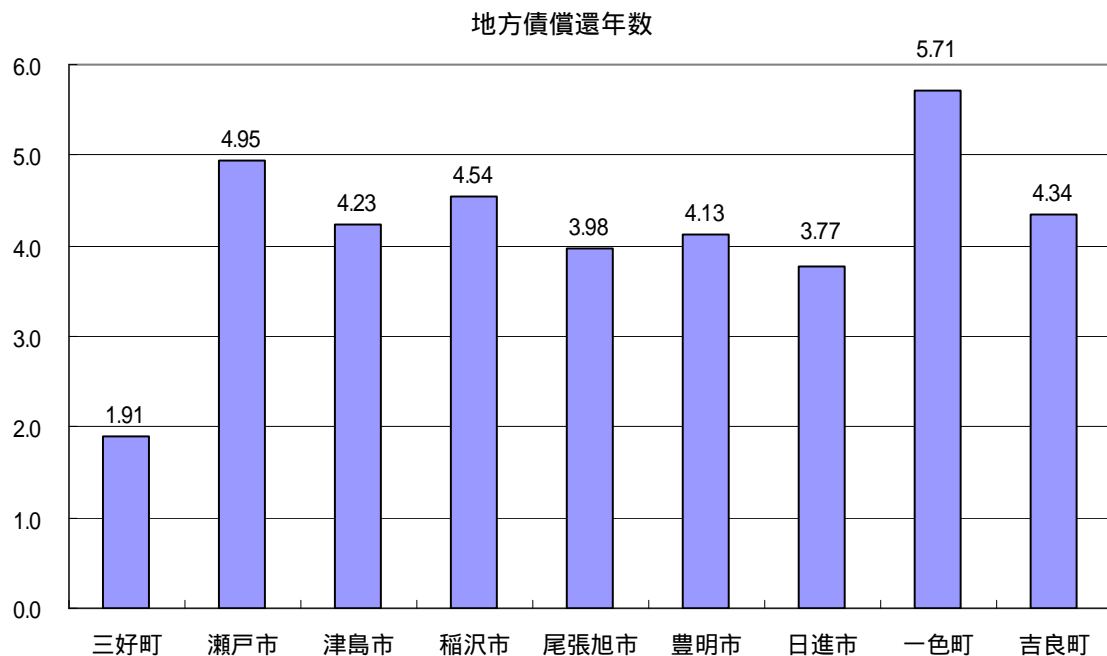
期末純資産残高は平成20年度決算の貸借対照表の純資産合計と1,144億円で一致していることがわかる。純資産の内訳についても、公共資産等整備国県補助金等は121億円、公共資産等整備一般財源等は1,057億円、その他一般財源等は34億円で期首純資産残高と平成20年度決算の貸借対照表が一致していることがわかる。

## 5. 資金収支計算書の分析

資金収支計算書は地方債償還年数で確認する。地方債償還年数は、地方債を、定期的に確保できる資金で返済した場合に何年で返済できるかがわかる。また、資金収支計算書の各項目についても確認する。

### 5.1. 他団体との比較

図表 - 1. 地方債償還年数



地方債償還年数は地方債残高 / 経常的収支額で計算される。三好町の地方債償還年数は1.91年で9団体の中で最も期間が短い。三好町は地方債を全て償還するのに、定期的に確保できる資金の約2年分を必要とすることがわかる。三好町は、将来負担比率、受益者負担比率が比較的低く、行政コスト対税率が高かった。また、流動比率が非常に高く財政的に余裕がある状況であった。三好町の地方債償還年数には将来負担、行政コストと収入のバランス、流動比率が影響していると考えられる。

一方、一色町は、地方債償還年数が5.71年と9団体の中で最も期間が長い。一色町は、将来世代間負担比率が比較的高くなっていった。また、経常行政コストが高く行政コスト対税率が低くなっていった。一色町の地方債償還年数には、将来世代間負担比率、行政コスト対税率が影響していると考えられる。

## 5.2. 各項目の分析

### 経常的収支の部

経常的収支額は 84 億円となっている。収入に計上されている地方債発行額は臨時財政対策債などの特例債の発行額である。三好町は臨時財政対策債の発行額がない。

### 公共資産整備収支の部

公共資産整備収支額は 26 億円となっている。他会計への建設費充当繰出支出も 2 億円計上されている。

### 投資・財務的収支の部

投資・財務的収支額は 59 億円となっている。他会計への公債費充当財源繰出支出も 8 億円計上されている。